

山梨県公報

号外第十八号

平成二十六年

三月二十八日

金 曜 日

目 次

- 山梨県口腔の健康づくりの推進に関する条例……………七
- 山梨県森林審議会委員定数条例……………八
- 山梨県建設工事紛争審査会委員定数条例……………八
- 山梨県建築士審査会委員定数条例……………八
- 山梨県いじめ防止対策推進法施行条例……………九
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一一
- 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例等の一部を改正する条例……………一二
- 山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例……………一二
- 山梨県指定障害福祉サービス等の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………一四
- 山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例……………二二
- 山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………二三
- 山梨県美容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例……………二三
- 山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例……………二四
- 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部を改正する条例……………二四
- 山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………二六
- 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………二九
- 山梨県農村住宅資金助成条例の一部を改正する条例……………三〇
- 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例……………三〇
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………三四
- 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三五
- 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例……………三五
- 山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例の一部を改正する条例……………三六
- 山梨県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例……………三六

- 山梨県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例……………三六
- 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例及び山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………三六
- 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………四〇
- 山梨県行政財産使用料条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………四〇
- 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………四一
- 山梨県森林総合研究所手数料条例等の一部を改正する条例……………四一
- 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………四二
- 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例……………四三
- 山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例……………四三
- 山梨県道路法施行条例等の一部を改正する条例……………四四
- 山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………四四
- 山梨県運動適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………四七
- 山梨県宮石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例……………四八
- 山梨県緑化センター設置及び管理条例を廃止する条例……………四八

条例のあらまし

○ **山梨県口腔の健康づくりの推進に関する条例**(条例第十七号)(健康増進課)

1 この条例は、県民の口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はその機能を維持し、若しくは向上させる取組(以下「口腔の健康づくり」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、口腔の健康づくりの推進に寄与することを目的としたこととした。

2 口腔の健康づくりの推進に関する基本理念並びに県の責務及び県民の役割を定めることとした。

3 県は、口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとした。

(一) 県民が乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔の機能の状態及び歯科疾患の特性に応じた歯科に係る検診及び歯科保健指導を受ける機会を確保できるようにするための取組を支援すること。

(二) 障害者等を養護する者又は父母その他の子どもを現に監護する者が行う障害者等

又は子どもについての口腔の健康づくりを支援すること。

(三) フッ化物の応用その他の科学的根拠に基づく歯科疾患の予防のための取組に対する助言その他の援助を行うこと。

(四) 歯科医療とがん、糖尿病等の疾病に関する医療との連携を図る取組を支援すること。

(五) 口腔の健康づくりの推進に関する普及啓発を行うこと。

(六) 口腔の健康づくりの推進に関する調査研究並びに情報の収集及び提供を行うこと。

4 口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、口腔の健康づくりの推進に関する計画を策定することとした。

5 県民の間に広く口腔の健康づくりの推進についての関心と理解を深めるとともに、県民が積極的に口腔の健康づくりに関する活動を行う意欲を高めるため、口腔の健康づくり推進週間（毎年十一月八日から同月十四日まで）を設けることとした。

6 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県森林審議会委員定数条例（条例第十八号）（森林整備課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による森林法の一部改正に鑑み、山梨県森林審議会の委員の定数を定めることとし、その定数は、十五人以上とすることとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県建設工事紛争審査会委員定数条例（条例第十九号）（建設業対策室）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による建設業法の一部改正に鑑み、山梨県建設工事紛争審査会の委員の定数を定めることとし、その定数は、十人以上とすることとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県建築士審査会委員定数条例（条例第二十号）（建築住宅課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による建築士法の一部改正に鑑み、山梨県建築士審査会の委員の定数を定めることとし、その定数は、七人以上とすることとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県いじめ防止対策推進法施行条例（条例第二十一号）（教育庁高校教育課）

1 いじめ防止対策推進法の施行に鑑み、同法の施行に関し必要な事項を定めることとした。

2 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、山梨県いじめ問題対策連絡協議会（一）において「連絡協議会」という。）を置くこととし、その組織等について次のとおり定めることとした。

(一) 連絡協議会は、委員二十人以上をもって組織する。

(二) 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

(1) 学校の校長の組織する団体の推薦する者

(2) 市町村の教育委員会の組織する団体の推薦する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び学校の教職員で構成される団体の連合体の推薦する者

(5) 学識経験のある者

(三) 委員の任期は、二年とする。

3 教育委員会の諮問に応じていじめの防止等のための対策について調査審議するため、山梨県立学校いじめ問題対策委員会（一）及び（五）において「対策委員会」という。）を置くこととし、その組織等について次のとおり定めることとした。

(一) 対策委員会は、委員二十人以上をもって組織する。

(二) 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(三) 委員の任期は、二年とする。

(四) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(五) 対策委員会は、いじめを起因とする重大な事態に対処するための調査に係る事務を行うため必要があるときは、教育委員会等に対し報告の徴取等を行うことができる。

4 知事の求めに応じて（三）の調査の結果についての調査に係る事務を行うため、山梨県いじめ問題調査会（一）及び（五）において「調査会」という。）を設けることとし、その組織等について次のとおり定めることとした。

(一) 調査会は、委員七人以上をもって組織する。

(二) 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

(三) 委員の任期は、二年とする。

(四) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(五) 調査会は、（三）の調査の結果についての調査に係る事務を行うため必要があるときは、教育委員会等に対し報告の徴取等を行うことができる。

5 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（市町村課）

1 知事の権限に属する事務のうち市町村に移譲した次の法令に係る事務の一部について

て、処理する市町村を拡大することとした。

(一) 墓地、埋葬等に関する法律及び山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行条例

(二) 水道法

(三) 都市計画法

(四) 公有地の拡大の推進に関する法律

(五) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

(六) 不動産登記法及び国有財産法施行令

(七) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(八) 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例及び山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則

2 このほか、次の法令に係る事務について、規定の整備を行うこととした。

(一) 山梨県風致地区条例

(二) 山梨県景観条例

3 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第二十三号）（行政改革推進課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方独立行政法人法の一部改正に鑑み、県の出資に係る財産が将来にわたり不要となった場合に県に納付すべき財産は、次に掲げるものとした。

(一) 財産の帳簿価額が五十万円以上のもの

(二) (一)に掲げる財産以外の財産であって、その譲渡により生じる収入の額が五十万円以上となることが見込まれるもの

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十四号）（衛生業務課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 試験、検査等に係る手数料の額について、消費税相当分の引上げを行う。

(二) 水道事業者等の求めに応じた検査項目となるよう飲料水試験の検査項目を改める。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例**（条例第二十五号）（障害福祉課）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、次の改

正を行うこととした。

(一) 新たな指定共同生活援助の事業に関する基準として、非常災害に関する具体的計画は、事業所の立地状況等を勘案し、災害の種類に応じたものを作成し、及び飲料水の備蓄等に努めることとする旨を定める。

(二) (一)に掲げるもののほか、新たな指定共同生活援助の事業に関する基準は、厚生労働省令で定める従うべき基準、標準とすべき基準及び参酌すべき基準のとおりとする。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十六号）（長寿社会課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に鑑み、介護保険審査会において要介護認定等に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数を定めることとし、その定数は、三人とすることとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**（条例第二十七号）（衛生業務課）

1 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針の一部改正に鑑み、営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関する基準に、次の事項を追加することとした。

(一) 施設でおう吐があった場合は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

(二) 食品等は、おう吐物等により汚染されたおそれがある場合は、廃棄すること。

(三) 従事者に手袋を使用させる場合は、原則として、作業の前、便所を利用した後及び未洗浄の食品を取り扱った後は、未使用の手袋と交換させること。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例**（条例第二十八号）（衛生業務課）

1 理容所及び美容所の衛生水準の向上を図るため、これらの施設の開設者が講ずべき衛生上必要な措置として、作業室に洗髪設備を設けることを加えることとした。

2 この条例は、平成二十六年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例**（条例第二十九号）（森林環境総務課）

1 環境影響評価法の一部改正に鑑み、放射性物質による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染について山梨県環境影響評価条例の規定を適用しないこととする規定を削除することとした。

2 この条例は、平成二十七年六月一日から施行することとした。

○ **山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部を改正する条例**（条例第三十号）

(大気水質保全課)

1 富士五湖における船舶の乗入れの実態を的確に把握するため、次の改正を行うこととした。

(一) 航行の届出の制度の導入

(1) 船舶所有者が船舶を航行の用に供しようとするときは、毎年度、当該航行の用に供する日数等を届け出ることと義務付ける。

(2) 航行の届出をした者に届出済証を交付する。

(3) 航行の届出をしないで船舶を航行の用に供する等した船舶所有者に五万円以下の過料を課す。

(二) 船舶の届出の期限を、航行の直前から、航行の二週間前に変更する。

(三) 船舶の届出及び航行の届出が必要な区域は、富士五湖の区域から本栖湖の区域を除いた区域とする。

2 この条例は、平成二十六年八月一日から施行することとした。

3 1(一)は、平成二十七年四月一日以後の船舶の航行について適用することとした。

○ 山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例 (条例第三十一号) (産業支援課)

1 新たな機器の導入並びに消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定める。

(二) 廃棄する機器に係る使用料及び手数料について、項目を削る。

(三) (一)のほか、工業技術センターに係る使用料及び手数料について消費増税相当分の引上げを行う。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (条例第三十二号) (産業人材課)

1 職業能力開発促進法施行規則の一部改正に鑑み、高度職業訓練における職業訓練指導員の資格について、長期養成課程の指導員養成訓練を修了した者等であつて教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを加える等、厚生労働省令で定める参酌すべき基準のとおり改正することとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県農村住宅資金助成条例の一部を改正する条例 (条例第三十三号) (農業技術課)

1 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行による青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃

止等に鑑み、県は、農協等に対し、農協等が農業経営基盤強化促進法による就農計画の認定を受けた新規就農者に貸し付けた農村住宅資金についても、予算の範囲内で利子補助を行うこととした。

2 この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行することとした。

○ 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例 (条例第三十四号) (都市計画課)

1 釜無川スポーツ公園の一部の甲斐市への移譲等並びに消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 釜無川スポーツ公園について、休業日、利用時間等に係る規定を削除する。

(二) 富士川クラフトパークについて、富士川観光センターの休業日及び利用時間を次のとおり定める。

(1) 休業日 水曜日及び年末年始

(2) 利用時間 午前九時から午後五時まで

(三) 公園施設に係る使用料の額及び利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行う。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三十五号) (企業局総務課)

1 地方公営企業法施行規則並びに消費税法及び地方税法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) みなし償却制度を前提とした資本剰余金の取崩しの規定を削除する。

(二) ゴルフ場等に係る利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行う。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三十六号) (教育庁学術文化財課)

1 教育委員会の権限に属する事務のうち市町村に移譲した県指定の史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る許可等の事務について、処理する市町村を拡大することとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例 (条例第三十七号) (教育庁高校教育課)

1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 高等学校の授業料は、全ての生徒から徴収する。

(二) 在学期間中の四月の指定日までに高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請

をした生徒（高等学校等就学支援金の受給権者を除く。）に係る四月から六月までの各月分の授業料（全日制の授業料に限る。）の納期限については、その年の七月二十日とする。

(三) 定時制・通信制の課程の授業料（高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請をした生徒等に係るものに限る。）の納期限は、教育委員会の指定する日とする。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第三十八号）（教育庁総務課）

1 宝飾産業を取り巻く環境の変化に的確に対応できる実践的かつ専門的な技術や知識を持つ人材を育成するため、専門課程の修業年限を三年とすることとした。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例**（条例第三十九号）（教育庁社会教育課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に鑑み、社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例**（条例第四十号）（警察本部監察課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に鑑み、山梨県留置施設視察委員会の委員の任期を定めることとし、その任期は、一年とすることとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例及び山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第四十一号）（企画課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(一) 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例

(二) 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第四十二号）（リニア推進課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、県立リニア見学センター体験学習施設の利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県行政財産使用料条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第四十三号）（財政課）

1 消費税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 消費税法及び地方税法の一部改正関係

次の条例で定める使用料及び手数料の額について、行政手数料を除き、消費増税相当分の引上げを行う。

(1) 山梨県行政財産使用料条例

(2) 山梨県手数料条例

(二) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

(1) 保育士試験の全部の免除の申請に対する審査手数料の額は、一千四百円とする。

(2) 保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る事務は、児童福祉法に規定する指定試験機関の事務とする。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例**（条例第四十四号）（福祉保健総務課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(一) 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例

(二) 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例

(三) 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例

(四) 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例

(五) 山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県森林総合研究所手数料条例等の一部を改正する条例**（条例第四十五号）（森林環境総務課）

1 消費税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 消費税法及び地方税法の一部改正関係

次の条例で定める手数料の額又は利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行う。

(1) 山梨県森林総合研究所手数料条例

(2) 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例

(二) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例で定める狩猟免許更新申請手数料の額について、政令に定める手数料の額の標準に従って二千八百円から二千九百円に改定する。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第四十六号）（産業政策課）

1 消費税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 消費税法及び地方税法の一部改正関係

次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行う。

(1) 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例

(2) 山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例

(3) 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例

(4) 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例

(5) 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例

(二) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

(1) 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例で定める技能検定試験手数料の額について、政令に定める手数料の額の標準に従って一万六千五百円から一万七千九百円に改定する。

(2) (1)の改定に併せて、山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例で定める実技試験の三級を受けようとする高校生等に係る技能検定試験手数料の額について、一万千円から一万九千九百円に改定する。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県立国際交流センター設置及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（観光企画・ブランド推進課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 県立国際交流センターの使用料の額について、消費増税相当分の引上げを行う。

(二) 県立富士北麓駐車場の行為の許可に係る使用料について、当該行為が消費税法の課税対象に該当するときは、消費税相当額を加算する。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例（条例第四十八号）（農

政総務課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める手数料の額又は利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(一) 山梨県家畜保健衛生所手数料条例

(二) 山梨県総合農業技術センター手数料条例

(三) 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例

(四) 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例

(五) 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県道路法施行条例等の一部を改正する条例（条例第四十九号）（県土整備総務課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料及び手数料の額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(一) 山梨県道路法施行条例

(二) 山梨県流水占用料等に関する条例

(三) 山梨県砂防設備産出物採取料条例

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第五十号）（教育庁総務課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料の額又は利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(一) 山梨県立青少年センター設置及び管理条例

(二) 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例

(三) 山梨県立美術館設置及び管理条例

(四) 山梨県立考古博物館設置及び管理条例

(五) 山梨県立射撃場設置及び管理条例

(六) 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例

(七) 山梨県立文学館設置及び管理条例

(八) 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例

(九) 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例

(十) 山梨県立科学館設置及び管理条例

(十一) 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例

(十二) 山梨県立博物館設置及び管理条例

(十三) 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例

(山) 山梨県立図書館設置及び管理条例

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第五十一号)(警察本部運転免許課)

1 消費税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 消費税法及び地方税法の一部改正関係
山梨県運転適性検査手数料条例で定める運転適性検査手数料の額について、消費増税相当分の引上げを行う。

(二) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係
山梨県警察関係手数料条例で定める駐車監視員資格者講習手数料の額について、政令に定める手数料の額の標準に従って一万九千円から二万円に改定する。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県当石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第五十二号)(企業局総務課)

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、県当石和温泉の給湯に伴う使用料及び手数料の額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県緑化センター設置及び管理条例を廃止する条例(条例第五十三号)(みどり自然課)

1 緑化に関する学習機会の提供その他の事業の実施方法の見直しに鑑み、緑化センターを廃止することとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県口腔の健康づくりの推進に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十七号

山梨県口腔の健康づくりの推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県民の口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はその機能を維持し、若しくは向上させる取組(以下「口腔の健康づくり」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、口腔の健

康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 口腔の健康づくりの推進は、口腔の健康づくりが子どもの健やかな成長にとつて不可欠であり、また、生活習慣病の予防等に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、県民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うこと並びに県民が乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第五条第一項及び第二項並びに第六条第一号において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるようにすることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村並びに歯科医療等(歯科医療及び歯科保健指導並びに医療、保健、教育及び保育、介護その他の社会福祉をいう。以下この項において同じ。)に関する職務に従事する者並びに歯科医療等に関する関係機関及び関係団体(第五条第四項において「歯科医療等従事者等」という。)と連携して前項の施策を実施するものとする。(市町村への協力)

第四条 県は、市町村が行う口腔の健康づくりの推進を図るための施策について、その求めに応じ、口腔の健康づくりの推進に関する専門的技術的助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の役割等)

第五条 県民は、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、口腔の健康づくりを行うよう努めるものとする。

2 障害者又は高齢者であつて、自ら口腔の健康づくりを行うことが困難なもの(以下この項及び次条第二号において「障害者等」という。)を養護する者は、障害者等が歯科に係る検診及び歯科保健指導を受けることができるようにすることその他の障害者等についての口腔の健康づくりを行うよう努めるものとする。

3 父母その他の子どもを現に監護する者は、子どもの歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けさせること、子どもが健全な食習慣を確立することができるようにすることその他の子どもについての口腔の健康づくりを行うよう努めるものとする。

4 歯科医療等従事者等は、県が口腔の健康づくりの推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第六条 県は、口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 県民が乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔の機能の状態及び歯科疾患の特性に応じた歯科に係る検診及び歯科保健指導を受ける機会を確保できるようにするための取組を支援すること。

二 障害者等を養護する者又は父母その他の子どもを現に監護する者が行う障害者等又は子どもについての口腔の健康づくりを支援すること。

三 フッ化物の応用その他の科学的根拠に基づく歯科疾患の予防のための取組に対する助言その他の援助を行うこと。

四 歯科医療とがん、糖尿病等の疾病に関する医療との連携を図る取組を支援すること。

五 口腔の健康づくりの推進に関する普及啓発を行うこと。

六 口腔の健康づくりの推進に関する調査研究並びに情報の収集及び提供を行うこと。

(計画の策定)

第七条 知事は、口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下この条において「口腔の健康づくり計画」という。）を策定するものとする。

2 口腔の健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施のための方針

二 前号に掲げるもののほか、口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、口腔の健康づくり計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、口腔の健康づくり計画の変更について準用する。

(口腔の健康づくり推進週間)

第八条 県民の間に広く口腔の健康づくりの推進についての関心と理解を深めるとともに、県民が積極的に口腔の健康づくりに関する活動を行う意欲を高めるため、口腔の健康づくり推進週間を設ける。

2 口腔の健康づくり推進週間は、毎年十一月八日から同月十四日までとする。

3 県は、口腔の健康づくりの推進に関して特に優れた取組を行ったものの表彰その他の口腔の健康づくり推進週間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県森林審議会委員定数条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十八号

山梨県森林審議会委員定数条例

山梨県森林審議会（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条第一項の規定により県に置かれる都道府県森林審議会をいう。）の委員の定数は、十五人以上とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県建設工事紛争審査会委員定数条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十九号

山梨県建設工事紛争審査会委員定数条例

山梨県建設工事紛争審査会（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条第三項の規定により県に置かれる都道府県建設工事紛争審査会をいう。）の委員の定数は、十人以上とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県建築士審査会委員定数条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十号

山梨県建築士審査会委員定数条例

山梨県建築士審査会（建築士法（昭和二十五年法律第二百二五号）第二十八条の規定に

より県に置かれる都道府県建築士審査会をいう。)の委員の定数は、七人以内とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県いじめ防止対策推進法施行条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十一号

山梨県いじめ防止対策推進法施行条例

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 山梨県いじめ問題対策連絡協議会(第二条―第九条)

第三章 山梨県立学校いじめ問題対策委員会(第十条―第十八条)

第四章 山梨県いじめ問題調査会(第十九条―第二十三条)

第五章 雑則(第二十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 山梨県いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第二条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、山梨県いじめ問題対策連絡協議会(以下この章において「連絡協議会」という。)を置く。

(組織)

第三条 連絡協議会は、委員二十人以内をもって組織する。

(会長等)

第四条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

一 学校(法第二条第二項に規定する学校をいう。第四号において同じ。)の校長の

組織する団体の推薦する者

二 市町村の教育委員会の組織する団体の推薦する者

三 関係行政機関の職員

四 学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び学校の教職員で構成される団体の連合

体の推薦する者

五 学識経験のある者

(委員の任期等)

第六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第七条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第八条 連絡協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(運営)

第九条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定めるものとする。

第三章 山梨県立学校いじめ問題対策委員会

(設置)

第十条 教育委員会の諮問に応じていじめの防止等のための対策について調査審議するため、法第十四条第三項に規定する教育委員会の附属機関として、山梨県立学校いじめ問題対策委員会(以下この章において「対策委員会」という。)を置く。

(組織)

第十一条 対策委員会は、委員二十人以内をもって組織する。

(委員)

第十二条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期等)

第十三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第十四条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第十五条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(法第二十八条第一項の規定により県立学校の設置者の下に設ける組織)

第十六条 対策委員会は、法第二十八条第一項の規定により県立学校の設置者の下に設ける組織を兼ねる。

(権限等)

第十七条 対策委員会は、法第二十八条第一項の規定による調査に係る事務を行うために必要があると認めるときは、教育委員会又は当該調査に係る県立学校に対し報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、関係人に対し質問票を用い、又は出頭を求めて質問することその他必要な調査(次項及び第三項において「報告の徴収等」という。)を行うことができる。

2 対策委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は庶務をつかさどる職員に、報告の徴収等を行わせることができる。

3 前項の規定により報告の徴収等をする委員及び職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用)

第十八条 第四条及び第九条の規定は、対策委員会について準用する。

第四章 山梨県いじめ問題調査会

(設置)

第十九条 知事の求めに応じて法第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定による調査に係る事務を行うため、これらの規定に規定する知事の附属機関として、山梨県いじめ問題調査会(以下この章において「調査会」という。)を設ける。

(組織)

第二十条 調査会は、委員七人以内をもって組織する。

(委員)

第二十一条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期等)

第二十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(準用)

第二十三条 第四条、第九条、第十五条及び第十七条の規定は調査会について、第十四条の規定は委員について準用する。この場合において、第十七条第一項中「調査に係る事務」とあるのは「調査の結果についての調査(以下この項において「再調査」という。)に係る事務」と、「又は当該調査に係る県立学校」とあるのは「若しくは再調査に係る県立学校又は再調査に係る学校法人若しくはその設置する学校で当該再調査に係るもの」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

第二十四条 この条例に定めるもののほか、第二章及び第三章の規定の施行に関し必要な事項は教育委員会が、前章の規定の施行に関し必要な事項は知事が定める。

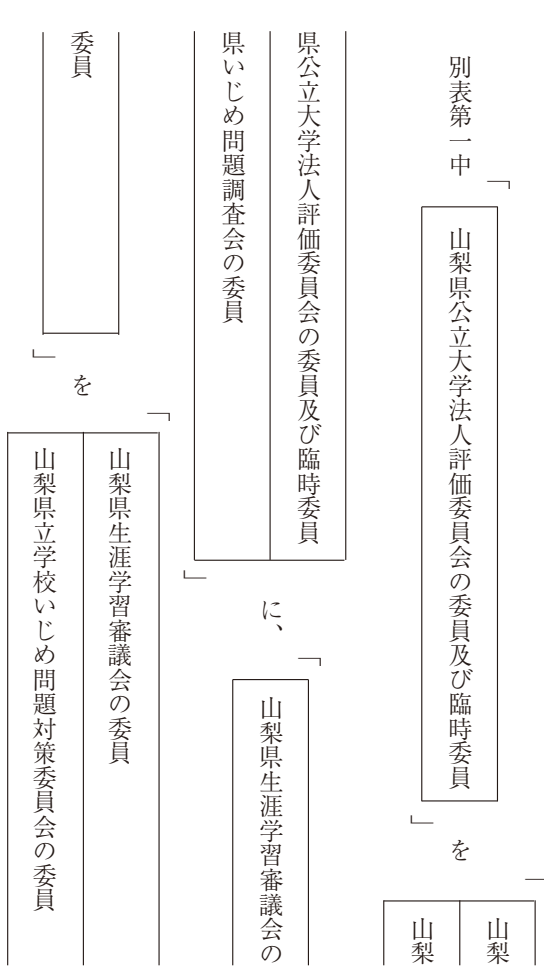
附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。



に改める。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十二号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項中「この項」を「この項及び二の二の項」に改め、「墓地に係るもの」にあっては、その区域の面積が〇・五ヘクタール未満であるものに限る。」を削り、同項イ中「、第五条、第六条第一項、第七条及び第八条」を「及び第五条から第八条まで」に改め、同項ロ中「並びに条例第三条から第五条まで、第六条第一項、第七条及び第八条」を「及び条例第三条から第八条まで」に改め、同項中「各町村」を「市川三郷町 早川町 南部町 富士川町 昭和町 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村」に改める。
第二条の表二の項の次に次のように加える。

二の二 法及び条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（墓地に係るもの）にあっては、その区域の面積が〇・五ヘクタール未満であるものに限る。）

身延町

- イ 法第十条第一項並びに条例第二条、第五条、第六条第一項、第七条及び第八条の規定による墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可
- ロ 法第十条第二項並びに条例第三条から第五条まで、第六条第一項、第七条及び第八条の規定による墓地の区域並びに納骨堂及び火葬場の施設の変更の許可並びに墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可
- ハ 法第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の徴収
- ニ 法第十九条の規定による施設の整備改善、使用の制限及び禁止の命令並びに経営等の許可の取消し

第二条の表十三の項中「次項」を「十三の二の項」に、「忍野村」を「忍野村 小菅村」に改める。

第二条の表十三の二の項中「水道法」を「法」に、「忍野村」を「忍野村 小菅村」に改める。

第二条の表十九の項中「甲斐市」を「甲斐市 中央市」に改める。

第二条の表十九の四の項中「山中湖村」を「山中湖村 富士河口湖町」に改める。

第二条の表二十二の二の項中「から二十二の五の項まで」を「、二十二の四の項及び二十二の五の項」に改め、「次項」を削り、同項イ中「（スズメ）の下に「、ムクドリ、オナガ」を、「ハシブトガラス」の下に「、ドバト、ニホンザル」を加え、「、ドバト、ムクドリ、オナガ、ニホンザル（次項及び）」を「及びニホンザル（」に改め、「及びニホンザル」を削り、同項中「（富士吉田市を除く。）」を削る。
第二条の表二十二の三の項を次のように改める。

二十二の三 削除

第二条の表二十二の四の項中「及びニホンザル」を削る。

第二条の表二十二の六の項中「忍野村」を「忍野村 富士河口湖町」に改める。

第二条の表二十二の八の項中「山中湖村」を「山中湖村 富士河口湖町」に改める。

第二条の表二十四の項中「及び次項」を削る。

第二条の表二十四の二の項を削る。

第二条の表二十五の二の項中「甲斐市」を「甲斐市 中央市」に改める。

第二条の表二十九の項中「大月市 韮崎市 甲斐市 笛吹市」を「甲斐市」に、「早川町 身延町」を「早川町」に、「西桂町 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村」を「鳴沢村 小菅村」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第二条の表二の項、十三の項、十三の二の項、十九の項、十九の四の項、二十二の二の項、二十二の八の項及び二十五の二の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日

以後においては新条例第二条の表二の項、十三の項、十三の二の項、十九の項、十九の四の項、二十二の二の項、二十二の八の項及び二十五の二の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令、条例又は規則の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十三号

山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例等の一部を改正する条例

(山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例(平成二十一年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)」を「法」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「(法)第四十四条第一項に規定する条例で定める重要な財産」を付し、同条の前に次の二条を加える。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号。以下「法」という。)第六十四条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産について定めるものとする。

(法)第六十四条第四項に規定する条例で定める重要な財産)

第二条 法第六十四条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、次のとおりとする。

- 一 財産の法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額)が五十万円以上のもの(その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。)
- 二 前号に掲げる財産以外の財産であって、その譲渡により生じる収入の額が五十万円以上となることが見込まれるもの(その性質上法第四十二条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。)

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第二条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「以下」を「以下この項において」に改め、同条第三項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「以下」を「以下この項において」に改め、同条第三項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

(山梨県職員定数条例の一部改正)

第四条 山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十一号中「第九十一条第三項」を「第二百二十四条第三項」に改める。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項第二号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第六条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「以下」を「以下この項において」に改め、同条第三項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十四号

山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例

山梨県衛生環境研究所手数料条例(昭和二十九年山梨県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「九、一三〇円」を「九、三九〇円」に改める。

別表第二号の表生物学的試験の項中「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「一・〇五」を「一・〇八」に、「一六〇円」を

「一七〇円」に改め、同表食品衛生試験の項中「理化学試験」を「理化学的試験」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「沈でん物」を「沈殿物」に、「PH、けい光染料」を「pH、蛍光染料」に、「三、三六〇円」を「三、四五〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三七〇円」に、「五、四六〇円」を「五、六一〇円」に、「八、一九〇円」を「八、四二〇円」に、「七、〇三〇円」を「七、二三〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四二〇円」に、「五、九八〇円」を「六、一五〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に、「四九、九八〇円」を「五一、四〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「(二) 複雑なもの」一項目につき「一、二〇〇円」大腸菌群数、乳酸菌数、酵母数等

もの 一項目につき 二、二六〇円 大腸菌群数、乳酸菌数、酵母数等
 質試験 一件につき 二七、五九〇円 放射性ヨウ素一三一、放射性セシウム一三四

に改め、同表医薬品、化粧品、衛生材料等試験の項中「九及び放射性セシウム一三七」、四五〇円を「九、七二〇円」に、「理化学試験」を「理化学的試験」に、「四、六二〇円」を「四、七五〇円」に、「一〇、七一〇円」を「一一、〇一〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八三〇円」に改め、同表家庭用品試験の項中「理化学試験」を「理化学的試験」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「五、四六〇円」を「五、六一〇円」に、「塩化ビニール」を「塩化ビニル」に改め、同表河川水、生活排水、産業排水等の水質試験の項中「理化学試験」を「理化学的試験」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「PH」を「pH」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、一五〇円」を「二、一八〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四五〇円」に、「五、九八〇円」を「六、一五〇円」に、「大腸菌群数」を「及び大腸菌群数」に、「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表飲料水試験の項を次のように改める。

飲料水試験	一 浄水試験 (水道法) 昭和三十一年法律第百七十七号)
	第二十条第一項に規定する水質検

査をいう。	(一) 全項目	一件につき	一三三、五二〇円	水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一十号。以下この項において「省令」という。)の表の上欄に掲げる事項
	(二) 二十一項目	一件につき	一三三、八九〇円	省令の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩化物イオン、全有機炭素の量、pH値、味、臭気、色度並びに濁度
	(三) 九項目	一件につき	三三、〇一〇円	省令の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、全有機炭素の量、pH値、味、臭気、色度及び濁度
	二 一般飲料水試験	一件につき	一、四六〇円	省令の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌及び大腸菌
	(一) 細菌学的試験	一件につき	七、二四〇円	省令の表の上欄に掲げる事項のうち、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、硬度、全有機炭素の量、pH値、味、臭気、色度並びに濁度
	(二) 理化学的試験	一件につき	二七、五九〇円	放射性ヨウ素一三一、放射性セシウム一三四及び放射性セシウム一三七
	三 放射性物質試験	一件につき	二七、五九〇円	放射性ヨウ素一三一、放射性セシウム一三四及び放射性セシウム一三七

別表第二号の表温泉鉱泉試験の項中「一三、八六〇円」を「一四、二五〇円」に、「四七、三五〇円」を「四八、七〇〇円」に、「一〇、七一〇円」を「一一、〇一〇円」に

に改め、同表環境汚染物質試験の項中「一 理化学的試験」を「理化学的試験」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「四、〇九〇円」を「四、二一〇円」に、「七、四五〇円」を「七、六六〇円」に、「四九、九八〇円」を「五一、四〇〇円」に、「一一、四四〇円」を「一一、七七〇円」に改め、同表一般環境衛生試験の項中「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「二酸化いおう」を「二酸化硫黄」に改め、同表悪臭成分試験の項中「理化学試験」を「理化学的試験」に、「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に、「一三、三三〇円」を「一三、七一〇円」に、「二九、五〇〇円」を「三〇、三四〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第二十五号

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七章 共同生活介護

第一節 基本方針(第百二十五条)

目次中 第二節 人員に関する基準(第百二十六条・第百二十七条) を「第七

第三節 設備に関する基準(第百二十八条)

第四節 運営に関する基準(第百二十九条―第百四十二条)」

「第四節

第五節

章 削除」に、「第四節 運営に関する基準(第百二十条―第百二十二条)」を

第一

第二

第三

第四

運営に関する基準(第百九十九条の二―第百二十二条)

外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営

款 この節の趣旨及び基本方針(第百二十二条の二・第百二十二条の三)
款 人員に関する基準(第百二十二条の四・第百二十二条の五)
款 設備に関する基準(第百二十二条の六)
款 運営に関する基準(第百二十二条の七―第百二十二条の十二)
に関する基準

に、「第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第

二百五条・第百六条)」を「第十五章 削除」に改める。

第二条第三号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第四条中「及び次章から第十六章まで」を「並びに次章から第六章まで、第八章から第十四章まで及び第十六章」に改める。

第五条第一項中「から第四章まで及び第七章」を「、第四章及び第八章」に改める。

第六条第二項中「肢体不自由者」の下に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「常時介護を要するもの」に改める。

第七条第一項中「者(以下この章)の下に」並びに第百二十二条の二及び第百二十二条の十第二項」を加える。

第八十一条第一項第二号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第百一条第一項第二号中「第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第百五十四条第一項」を「第百五十四条第一項」に、「又は第百九十七条第一項」を「第百九十七條第一項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の下に「又は第百二十二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、同号イ中「第百二十五条に規定する指定共同生活介護、第百五十三條」を「第百五十三條」に、「又は第百九十六条に規定する指定共同生活援助」を「、第百九十六条に規定する指定共同生活援助又は第百二十二条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練(生活訓練)等」に、「指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所(第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。))、

指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を、「指定共同生活援助事業所」に改め、「指定共同生活援助事業所をいう。」の下に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）をいう。」を加え、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第二項第二号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第三項第一号中「第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活介護」を削り、同号イ中「、第二百二十五条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に「、第二百二条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第二百二条中「第八条」を「第五十三条」に改める。

第一百十条第二号中「第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第九十七条第一項」を「第九十七条第一項」に改め、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という）に改める。

第一百五十五条第一項中「及び第九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第二百二十条第三項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第二百二十五条から第四百二十二条まで 削除

第五百五十八条の次に次の一条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第五百五十八条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サ

ビス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第六十条中「第二十二條、第二十四條」を「第三十二條、第四十八條」を「第四十八條」に改め、「第二十四條中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「第九十五條中「前條」とあるのは「第六十條において準用する前條」と、第三十二條中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削る。

第七十三條中「第二十二條、第二十四條」を「第三十二條、第四十七條及び第四十八條」を「第四十七條、第四十八條及び第五十八條の二」に改め、「第二十四條中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「第六十一條」とあるのは「第七十三條において準用する第六十一條」と、を削り、「第九十五條中「前條」とあるのは「第七十三條において準用する前條」と、第三十二條中「支給決定障害者」を「第五十八條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）に、以下この条において同じ。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」に改める。

第九十六條中「相談」の下に「入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第九十七条第一項第一号中「十」を「六」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号並びに附則第六条第一項及び第二項において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

第九十八条を次のように改める。
(管理者)

第九十八条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（附則第四条において「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下この項において「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で開催される共同生活住居をいう。以下この項及び第九項において同じ。）を除く。以下この項及び第四項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は四人以上とする。

とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とすることができる。

6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができ

る設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすることができる。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員は、一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第十三章第四節中第二百条の前に次の五条を加える。

(入退居)

第九十九条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院して治療することを要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際には、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第九十九条の三 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居又は利用者の退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第九十九条の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を

行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第九十九条の五 指定共同生活援助事業者は、第二百二条において読み替えて準用する第六十一条に規定する共同生活援助計画(以下この節において「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第九十九条の六 サービス管理責任者は、第二百二条において準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう定期的な検討するとともに、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
第二百二条の見出しを「(介護、家事等)」に改め、同条第二項中「(家事等)」を「(介護、家事等)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第二百条の次に次の二条を加える。
(社会生活上の便宜の供与等)

第二百条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
(運営規程)

第二百条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲

げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

第二百一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができない場合は、この限りでない。

第二百一条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならぬ。

第二百一条の次に次の三条を加える。

(支援体制の確保)

第二百一条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた

必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百一条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第二百一条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定共同生活援助事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。)を定めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定共同生活援助事業者との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めるよう努めなければならない。

第二百二条中「、第二百九条から第三百三十四条まで、第三百三十六条、第三百三十七条及び第三百三十九条から第三百四十一条まで」を「及び第三百五十八条の二」に、「第二百二条において準用する第三百三十一条第一項」を「第九百九十九条の四第一項」に、「第二百二条において準用する第三百三十一条第二項」を「第九百九十九条の四第二項」に、「第六十一条中」を「第六十一条及び第七十八条第二項第一号中」に改め、「第七十八条第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第二百二条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」とを削り、「第二百二条において準用する第四百四十一条第一項」を「第二百一条の四第一項」に、「第三百三十一条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第三百三十三条第一項及び第三百三十四条第一項中「第四百四十二条」とあるのは「第二百一条」と、第三百三十四条第一項第三号及び第三百三十六条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」を「第五百五十八条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」に改める。

第十三章に次の一節を加える。

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、

設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百二条の二 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第二百二条の十二において読み替えて準用する第六十一条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この節において同じ。))の作成、相談その他の日常生活上の援助(第二百二条の四第一項において「基本サービス」という。))及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。))により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。))をいう。以下同じ。))の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(この節の基本方針)

第二百二条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第二百二条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。))に置くべき基本サービスを提供する従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が三十以上 一以上
ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第二百二条の五 第九十八条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

(準用)

第二百二条の六 第九十九条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百二条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百二条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。))の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第二百二条の八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第二百二条の九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地
- 六 入居に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第二百二条の十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二百二条の十一 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業者の従業者によつて外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二百二条の十二 第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第九十九条の二、第九十九条の二から第九十九条の六まで、第二百条、第二百条の二及び第二百一条の二から第二百一条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第九十九条の四第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第九十九条の四第二項」と、第六十一条及び第七十八条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第五十六条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二条の十二」と、第九十五条中「協力医療機関」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百五十八条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、

同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第十五章を次のように改める。

第十五章 削除

第二百五条及び第二百六条 削除

附則第三条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第四条の見出し中「施行日」を「省令施行日」に改め、同条中「この条例の施行の際現に」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（次条において「指定共同生活援助事業者等」といい、以下この条、次条及び附則第七条）を「次条」に、「第十二条第一項の規定の適用を受ける指定共同生活援助事業者は、第二百二十八条第一項（第九十九条）を「の施行の日（次条及び附則第七条第一項において「省令施行日」という。）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。」は、第九十九条第一項（第二百二条の六）に、「基準省令第十二条第一項に規定する建物」を「当該建物」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（次条において「指定共同生活援助の事業等」という。）に改める。

附則第五条の見出し中「施行日」を「省令施行日」に改め、同条中「この条例の施行の際現に基準省令第十八条の規定の適用を受ける指定共同生活援助事業所の共同生活住居の設備」を「指定共同生活援助事業者等は、省令施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、省令施行日以後に増築、改築等建物の構造の変更をしたものを除く。）が満たすべき設備に関する基準」に、「第二百二十八条第六項及び第七項」を「第九十九条第七項及び第八項」に、「第九十九条」を「第二百二条の六」に改める。

附則第六条の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第一項及び第二項中「第三百三十五条第三項」を「第二百条第三項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第二条第四号」を「第一条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に改め、同条第三項中「第二百二十六条第一項第二号ロ」を「第九十九条第一

項第二号ロ」に改める。

附則第七条中「この条例の施行の際現に基準省令附則第二十二条の規定の適用を受ける」を「法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができる」とされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（以下この条において「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条の規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通動寮（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、省令施行日以後に増築、改築等建物の構造の変更をしたものを除く。）において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の指定知的障害者更生施設とは、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（以下この条において「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているものをいう。

3 第一項の指定特定知的障害者授産施設とは、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているものをいう。

4 第一項の指定知的障害者通動寮とは、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通動寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているものをいう。

（山梨県指定通所支援の事業等に関する条例及び山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

一 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十六号）第五十一条第一項

二 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十七号）第四十八条第一項

（山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例及び山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 次に掲げる条例の規定中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

一 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十九号）第六条第一項第一号イ(2)(イ)

二 山梨県障害者支援施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十三号）第十一条第一項第一号イ(2)(イ)

（山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第三号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第五十九条第八項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第八十九条第三項中「第五十二条第一項第二号ロ及びニ、第七項並びに」を「第五十二条第一項第二号ニ及び」に改める。

附則第三条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（以下この条において「旧条例」という。）

第二百二十五条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧条例第二百五条に規定する指定共同生活介護の事業を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第一条の規定による改正後の山梨県指定障

害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（次項、次条及び附則第四条において「新条例」という。）第百九十六条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例第百九十六条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新条例第二百二条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

第三条 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新条例第二百二条の四の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。

第四条 附則第二条第二項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなされたものについて、新条例第二百二条の十第四項の規定を適用する場合においては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年三月二十八日
山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十六号
山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例
山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例（平成十一年山梨県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百八十五条第一項第三号」の下に「及び第百八十九条第三項」を加え、「（以下「定数」という。）を「及び合議体を構成する委員の定数」に、「基づき介護保険法」を「基づき同法」に、「報酬（以下）」を「報酬（第四条において）」に改める。

第二条の見出しを「（公益を代表する委員の定数）」に改め、同条中「定数」を「公益を代表する委員の定数」に改める。
第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。
（合議体を構成する委員の定数）

第三条 合議体を構成する委員の定数は、三人とする。
附則
この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十七号

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号口に次のように加える。

(9) 施設でおう吐があつた場合は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

別表第一第一号へ中(10)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 食品等は、おう吐物等により汚染されたおそれがある場合は、廃棄すること。

別表第一第二号イ中「その他」を「適正な手洗いの方法その他」に改め、同号ハ(3)を次のように改める。

(3) 手袋を使用させる場合は、次に定めるところによること。

(イ) 食品に直接接触する部分が繊維その他洗浄及び消毒することが困難な材質により作られた手袋を使用させないこと。

(ロ) 作業の前、便所を利用した後及び未洗浄の食品を取り扱った後は、未使用の手袋と交換させること。ただし、食品に直接接触する部分が繊維その他洗浄及び消毒することが困難な材質以外の材質により作られた手袋であつて、殺菌剤を用いて適切に消毒する等衛生上必要な措置を講じたものを使用させる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十八号

山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例

（山梨県理容師法施行条例の一部改正）

第一条 山梨県理容師法施行条例（平成十二年山梨県条例第十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第四条第二号中「いす」を「椅子」に、「は二脚までとし」を「にあっては二」に、「二脚」を「二」に、「一脚」を「一」に、「する」を「すること」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 作業室には、洗髪を行うための流水式の設備を設けること。ただし、その理容所において頭髪に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

（山梨県美容師法施行条例の一部改正）

第二条 山梨県美容師法施行条例（平成十二年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「いす」を「椅子」に、「は二脚までとし」を「にあっては二」に、「二脚」を「二」に、「一脚」を「一」に、「する」を「すること」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 作業室には、洗髪を行うための流水式の設備を設けること。ただし、その美容所において頭髪に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

（山梨県理容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の規定による届出がされている理容所（山梨県理容師法施行条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされている理容所を除く。）に係る衛生上必要な措置については、この条例の施行の日以後最初に当該理容所の作業室に係る部分を増築し、又は改築するまでの間は、第一条の規定による改正後の山梨県理容師法施行条例第四条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（山梨県美容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十一条第一項の規定による届出がされている美容所（山梨県美容師法施行条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされている美容所を除く。）に係る衛生上必要な措置については、この条例の施行の日以後最初に当該美容所の作業室に係る部分を増築し、又は改築するまでの間は、第二条の規定による改正後の山梨県美容師法施行条例

第四条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十九号

山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例

山梨県環境影響評価条例(平成十年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。
第六十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県環境影響評価条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第二十七条の規定による公告又は新条例第三十一条第四項(新条例第三十二条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三十二条第三項において読み替えて準用する新条例第三十一条第一項に規定する公告が行われる事業について読み替えて準用する新条例第三十一条第一項その他の手続については、なお従前の例による。

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十号

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部を改正する条例

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定水域 富士五湖の水域のうち自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)

第二十条第三項第十七号の環境大臣が指定する区域内の水域を除いた水域をいう。

第三条中「関係町村」を「富士五湖の存する町村」に、「以下」を「次条において」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第一項中「富士五湖」を「特定水域」に、「以下」を「次条及び第十五条において」に改める。

第七条中「富士五湖」を「特定水域」に、「以下」を「第十四条第一項において」に改める。

第八条第一項中「富士五湖」を「特定水域」に、「次」を「当該航行の用に供する日の二週間前の日までに、次」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該船舶について既にこの項の規定による届出がされているとき(当該船舶について第十二条第一項の規定による廃止の届出がされているとき(同条第二項の規定により廃止の届出があつたものとみなされるときを含む。)を除く。)は、この限りでない。

第八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由により当該届出に当該船舶検査証書の写しを添付することができないときは、その事由が消滅した後遅滞なくこれを提出すれば足りる。

第九条の見出しを「(船舶届出済証の交付等)」に改め、同条第二項中「当該」を「前条第一項の規定による」に改める。

第十条中「富士五湖」を「特定水域」に改める。

第十二条中、「又は」を「又は」に、「富士五湖」を「特定水域」に改め、同条に次の一項を加える。

2 船舶所有者が、第八条第一項の規定による届出に係る船舶について、当該届出をした日(当該船舶所有者が当該船舶について第十三条の二第一項の規定による届出(以下この項において「航行の届出」という。)をした場合にあっては、最後に航行の届出をした日)の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。第十三条の二第一項において同じ。)の末日までの間に航行の届出をしなかつたときは、当該末日の翌日に、当該船舶について前項の規定による廃止の届出があつたものとみなす。

第十三条の次に次の七条を加える。

(航行の届出)

第十三条の二 船舶所有者は、特定水域において第八条第一項の規定による届出に係る船舶を航行の用に供しようとするときは、当該航行の用に供する日の属する年度(次項において「航行年度」という。)ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該船舶を航行の用に供しようとする湖の名称

三 当該船舶を航行の用に供しようとする月及び日数

四 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出は、航行年度の前年度の二月一日から当該航行年度の開始後最初に特定水域において第八条第一項の規定による届出に係る船舶を航行の用に供しようとする日の二週間前の日までの間にしなければならない。

3 第八条第二項の規定は、第一項の規定による届出をする場合に準用する。

(航行届出済証の交付等)

第十三条の三 知事は、前条第一項の規定による届出を受理したときは、届出済証を交付する。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、これを見やすいように前条第一項の規定による届出に係る船舶に表示しなければならない。

3 第一項の届出済証の交付を受けた者は、これを汚損し、又は滅失したときは、規則で定めるところにより、再交付を受けなければならない。

(適用除外)

第十三条の四 第十二条第二項、第十三条の二及び前条の規定は、次の各号に掲げる船舶（第十三条の六第四項第一号及び第十三条の七第一項第一号において「特定船舶」という。）のいずれかに該当することについて知事の確認を受けたものについては、適用しない。

一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第四十四条において準用する同法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供される船舶

二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の登録を受けた船舶

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）に規定する小型船舶教習所における教習の用に供される船舶

四 山梨県モーターボート業適正化条例（昭和五十二年山梨県条例第二十九号）第二条第二号に規定するモーターボート業その他規則で定める事業の用に供される船舶であつて、これらの事業を行う者が所有権又は賃借権を有するもの

五 国、地方公共団体その他規則で定める者が所有権又は賃借権を有する船舶（特定船舶の確認の申請等）

第十三条の五 前条の確認（以下単に「確認」という。）の申請は、次の事項を記載した申請書を知事に提出して、これをしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 確認を受けようとする船舶の前条各号の区分

三 前号の船舶を航行の用に供しようとする湖の名称

四 その他規則で定める事項

2 第八条第二項の規定は、前項の規定により申請する場合に準用する。

(確認済証の交付等)

第十三条の六 知事は、確認をしたときは、確認済証を交付する。

2 前項の確認済証の交付を受けた者は、これを見やすいように確認に係る船舶に表示しなければならない。

3 第一項の確認済証の交付を受けた者は、これを汚損し、又は滅失したときは、規則で定めるところにより、再交付を受けなければならない。

4 第一項の確認済証の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、これを確認に係る船舶に表示してはならない。

一 当該船舶が特定船舶に該当しなくなったとき。

二 第十三条の八の規定により確認が取り消されたとき。

(特定船舶に係る届出等)

第十三条の七 次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 確認に係る船舶が特定船舶に該当しなくなったとき。当該確認を受けた者

二 確認に係る船舶の特定水域における使用が廃止されたとき。当該確認を受けた者

三 確認を受けた者以外の者が当該確認に係る船舶を譲り受けたとき。当該船舶を譲り受けた者

四 確認を受けた者について相続、合併又は分割（当該確認に係る船舶を承継させるものに限る。）があつたとき。相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該船舶を承継した法人

2 前項の場合においては、同項（第二号を除く。）の規定による届出を第十三条の二第一項の規定による届出とみなして、第十二条第二項の規定を適用する。

(特定船舶の確認の取消し)

第十三条の八 知事は、次に掲げる場合には、確認を取り消すものとする。

一 確認を受けた者が不正の手段により当該確認を受けたとき。

二 前条第一項の規定による届出があつたとき。

三 前条第一項の規定による届出がなくて同項各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

第十四条第一項から第三項までの規定中「富士五湖」を「特定水域」に改める。本則に次の一条を加える。

(過料)

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第九条第二項、第十三条の三第二項又は第十三条の六第二項の規定に違反して表

示をしないで船舶を航行の用に供した船舶所有者

二 第十三条の二第一項の規定による届出をしないで船舶を航行の用に供した船舶所有者

三 不正の手段により確認を受けた船舶所有者

四 第十三条の六第四項の規定に違反して表示をして船舶を航行の用に供した船舶所有者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例（以下この項から附則第四項までにおいて「新条例」という。）第八条第一項の規定は、平成二十六年八月十五日以後に特定水域（新条例第二条第二号に規定する特定水域をいう。以下この項及び附則第四項において同じ。）において船舶を航行（新条例第二条第五号に規定する航行をいう。以下この項及び附則第四項において同じ。）の用に供しようとする場合については適用し、同日前に特定水域において船舶を航行の用に供しようとする場合については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第八条第一項の規定による届出があった船舶については、同日に新条例第八条第一項の規定による届出があったものとみなして、新条例第十二条第二項の規定を適用する。

4 新条例第十三条の二から第十三条の八まで並びに第二十三条第一号、第二号及び第四号の規定は、平成二十七年四月一日以後に特定水域において新条例第八条第一項の規定による届出に係る船舶を航行の用に供しようとする場合について適用する。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十一号

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県工業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「二、八八〇円」を「二、九七〇円」に、「九七〇円以上二、六四〇円」を「一、〇〇〇円以上二、七二〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円」に、「二八

〇円」を「二九〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三二〇円」に、「一、一三〇円」を「一、二七〇円」に、「九五〇円」を「九八〇円」に、「八五〇円」を「八七〇円」に、「八一〇円」を「八四〇円」に、

「のり付機」を「のり付機」に、卓上蛍光エックス線分析計 同 一、一六〇円 を「のり付機」 同 一 五八〇円」に、「一、八二〇円」を「一

、八七〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「二、八四〇円」を「二、九二〇円」に、「五五〇円」を「五七〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、

「磁気研磨装置」 同 一、一六〇円 を「磁気研磨装置」 同 一、一九〇円

自動ダイヤラップ盤 同 一、二二〇円」に、「五九〇円」を「六一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「一、九三〇円」を「一、九八〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇一〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に、「三、〇三〇円以上三、五八〇円」を「三、一二〇円以上三、六八〇円」に、「二、七二〇円」を「二、三四〇円」に、「一四、四六〇円」を「一四、八八〇円」に、「二、一五〇円」を「二、二一〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に、「二、一一〇円」を「二、一七〇円」に、「一、九六〇円」を「二、〇一〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「六六〇円」を「六八〇円」に、「四、六八〇円」を「四、八一〇円」に、「五四〇円」を「五六〇円」に、「（光）スペクトラムアナライザー」 同 一、三〇〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「デジタルマルチメーター」 同 一、三三〇円」を「デジタルマルチメーター」 同 一、三四〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四七〇円」に、「一〇、〇五〇円」を「一〇、三四〇円」に、「二六、

「ゼー」 四六〇円」を「二七、二二〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二七〇円」に、

「自動 製版」

「同 二、七三〇円」
「同 二、四七〇円」
「同 二、七三〇円」
「同 二、四七〇円」

リーン印刷機 一時間 一、二七〇円 を「複合サイクル試験機」一件 一、二、五四
 現像機 同 二、六四〇円
 装置 同 八六〇円

〇円に、「オートシッパ分光光度計」同 一を「オートシッパ分光光度計」一時間に、
 「八〇〇円」を「八三〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六三〇円」に、「六八
 〇円」を「七〇〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「真空ガス充てん包装機」
 を「真空ガス充填包装機」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「五三〇円」を
 「五五〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四三〇円」に、「一、五六〇円」を「一、六
 〇〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二八〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五八
 〇円」に、「七六〇円」を「七八〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「三、一
 九〇円」を「三、二八〇円」に、「一、八七〇円」を「一、九三〇円」に、「九一〇円」
 を「九三〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇
 円」に、「一、四一〇円」を「一、四八〇円」に、「熱処理炉」同一「五六〇円」を「熱
 処理炉」同一「五八〇円」に、「一、九五〇円」を「一、〇三〇円」に、「一五〇円」
 を「一六〇円」に、「一七、二九〇円」を「一七、七八〇円」に、「六、六三〇円」を
 「六、八二〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「四、五五〇円」を
 「四、六八〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二六〇円」に、「五八〇円」を「六〇
 〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇
 六〇円」に、「一七〇円」を「一八〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五一〇円」に、
 「一、四七〇円」を「一、五一〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に、「一、〇五
 〇円」を「一、一〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「三、四九〇円」を
 「三、五九〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九九〇円」に、「二、四一〇円」を「二、
 四九〇円」に、「二、九七〇円」を「三、〇五〇円」に、「一、四〇円」を「二、二
 〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇六〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三八
 〇円」に、「三、四七〇円」を「三、五七〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇
 円」に、「四、二二〇円」を「四、三三〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四五〇円」
 に、「二、〇一〇円」を「二、〇七〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六四〇円」に、
 「一、五一〇円」を「一、五五〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に、
 「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三五〇円」に、
 「一、九二〇円」を「一、九七〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に、
 「一、七九〇円」を「一、八四〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「一、〇二
 〇円」を「一、〇五〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、「二、三九〇円」を
 「二、四六〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三三〇円」に、「二、二四〇円」を
 「二、三二〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一七〇

円」に、「縮絨洗濯機」同一「七九〇円」を「縮絨洗濯機」同一「八二〇円」に、「七〇〇
 円」を「七二〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六九〇円」に、「三、〇四〇円
 」を「三、一三〇円」に、
 「偏光顕微鏡 同 三三〇円
 宝石顕微鏡 同 三三〇円
 定温恒湿器 同 三三〇円
 ガイヤモンドマスターストン 同 三三〇円
 測定顕微鏡 同 三三〇円
 超軟エックス線発生装置 同 三三〇円
 微分干涉顕微鏡 同 三三〇円
 超軟エックス線発生装置 同 三三〇円
 微鏡 同 三四〇円
 湿器 同 三四〇円
 モンドマスターストン 同 三四〇円
 微鏡 同 三四〇円
 ツクス線発生装置 同 三四〇円
 渉顕微鏡 同 三四〇円
 」を「高精度カット面検査装置」同一「八二〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二八〇
 円」に、
 「平面研磨機 同 三三〇円
 ボール盤 同 三三〇円
 バフ研磨機 同 三三〇円
 両頭堅型研磨機 同 三三〇円
 超音波洗浄機 同 三三〇円
 」に、
 「平面研磨機 同 三四〇円
 ボール盤 同 三四〇円
 バフ研磨機 同 三四〇円
 両頭堅型研磨機 同 三四〇円
 超音波洗浄機 同 三四〇円
 」に、
 「中型切断機 同 五一〇円
 大型切断機 同 五一〇円
 外周型精密切断機 同 五一〇円
 ダイヤ球面研削機 同 五一〇円
 超音波加工機（一kW） 同 五一〇円
 」に、
 「三次元円筒研削盤 同 七九〇円
 スラッシングマシン 同 七九〇円
 」を「三次元円筒研削盤」同一「八二〇円」
 に、「一、四四〇円」を「一、四九〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八六〇円」に、
 「一、三二〇円」を「一、三八〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「三、
 二七〇円」を「三、三六〇円」に、「二、三四〇円」を「二、四〇〇円」に、「三四〇円」
 を「三五〇円」に、「四、一六〇円」を「四、二八〇円」に、「電源周波数磁界発生器

一同一三三〇円を「電源周波数磁界発生器一同一三四〇円」に、「演算型プロックゲージ検査装置一同一八六〇円」を「演算型プロックゲージ検査装置一同一八八〇円」に、「一、四一〇円」を「一、四五〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四二〇円」に、「六一〇円」を「六三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「六、四五〇円」を「六、六四〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五五〇円」に、「一、八〇円」を「一九〇円」に、「九八〇円」を「一、〇一〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に、「ミクロトーム一同一八六〇円」を「ミクロトーム一同一八八〇円」に、「同(高温試験)一同一五六〇円」を「同(高温試験)一同一五八〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、九一〇円」を「一、九六〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇六〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に、「九三〇円」を「九六〇円」に、「八、五七〇円」を「八、八二〇円」に、「七四〇円」を「七六〇円」に、「二、六三〇円」を「二、七一〇円」に、「八七〇円」を「八九〇円」に、「一、二二〇円」を「一、一五〇円」に、「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に、「五七〇円」を「五九〇円」に、「波長分散型蛍光エックス線分析装置一同一三、三

「波長分散型蛍光エックス線分析装置」 同 一三、四八〇円
露点センサー型水分活性測定装置 同 四二〇円

アイスクリーマー 同 二二〇円

pHメーター 同 七九〇円

恒温液槽 同 三三〇円

エバポレーター 同 五〇〇円

精密切断機 同 一、二二〇円

伝導イミュニティ自動試験システム 同 八七〇円

エックス線回折装置 同 一、六七〇円

フーリエ変換赤外分光光度計 同 三、二二〇円

水蒸気蒸留器 同 二〇〇円

紫外可視近赤外分光光度計 同 七四〇円

別表第二号の表繊維(ニット製品及びその原材料に限る。)の項中「七九〇円」を「八二〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に、「一、九三〇円」を「二、九八〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一一〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六三〇円」に改め、同表繊維(ニット製品及びその原材料を除く。)の項中「七三〇円」を「七五〇円」に、「七九〇円」を「八二〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「五一〇円」

を「五二〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、「一、九三〇円」を「一、九八〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二七〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六三〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に、「二、四九〇円」を「二、五七〇円」に、「一六、九四〇円」を「一七、四三〇円」に、「pH試験」を「pH試験」に、「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五一〇円」に改め、同表貴金属及び宝鉱石の項中「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に、「七、六一〇円」を「七、八三〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に改め、同表素材、機械、電子及び化学の項中「三三〇円」を「三四〇円」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七七〇円」に、「三、四一〇円」を「三、五一〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、八七〇円」を「一、九三〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一七〇円」に、「二、一五〇円」を「二、二五〇円」に、「同(熱特性試験) 同 一、八七〇円」を「同(熱特性試験) 一同 一、九五〇円」に、「同(応力測定試験) 同 一三、〇四〇円」を「同(熱特性試験) 一同 一、九五〇円」に、「一五、九三〇円以上二八、六九〇円」を「一六、三九〇円以上二九、五一〇円」に、「三、四三〇円」を「三、五三〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七九〇円」に、「一四、四二〇円」を「一四、八三〇円」に、「二六、五九〇円」を「二七、三五〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に、「三、八六〇円」を「三、九七〇円」に、「二、二六〇円以上三三、〇八〇円」を「二、三三〇円以上七、八〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五八〇円」に、「八、七三〇円」を「八、九八〇円」に、「八、二二〇円」を「八、四五〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に、「二四、四四〇円」を「二四、八六〇円」に、「一九、一六〇円以上二四、〇七〇円」を「一九、八一〇円以上二四、七六〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に、「二、〇七〇円」を「二、一三〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二七〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「三、七四〇円」を「三、八五〇円」に、「一、四二〇円」を「一、四六〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二七〇円」に、「二、九九〇円」を「三、〇七〇円」に、「六、二四〇円」を「六、四二〇円」に、「六、四六〇円」を「六、六五〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六二〇円」に、「四、〇四〇円」を「四、一五〇円」に、「三、二三〇円」を「三、三二〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四二〇円」に、「一、六一〇円」を「一、六六〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「二、五五〇円以上四、

〇七〇円を「二、六二〇円以上四、一九〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、〇五〇円」を「二、一一〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「三、七一〇円」を「三、八二〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八六〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六四〇円」に、「二、二五〇円」を「二、三二〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六三〇円」に、「二、二三〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、三九〇円」を「二、四六〇円」に、「五、六八〇円」を「五、八四〇円」に、「八、五一〇円」を「八、七五〇円」に、「四、三五〇円」を「四、四八〇円」に、「八、二三〇円」を「八、四六〇円」に、「二、八四〇円」を「二、九二〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六六〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七八〇円」に、「八、〇九〇円」を「八、三二〇円」に、「七、六五〇円」を「七、八七〇円」に、「四、八四〇円」を「四、九七〇円」に、「四、八一〇円」を「四、九五〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「同(サーバイメーターによる放射線測定)

一件 一件

同(サーバイメーターによる放射線測定)
同(フリーエ変換赤外分光光度計による測定)
同(紫外可視近赤外分光光度計による測定)

放射線測定)

度計による測定)

計による測定)

計による追加測定(自動可変角度測定機能)

同

一スペクトル

三六〇円

同(その他の測定) 一同」を「同(その他の測定) 一件」に、「二、七三〇円」を

「二、八〇〇円」に、「五七〇円」を「五九〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に改

め、同表木工及び塗装の項中「三、〇六〇円」を「三、一五〇円」に、「一、二三〇円」

を「一、一六〇円」に、「五、四一〇円」を「五、五七〇円」に、「一、〇九〇円」を

「二、一一〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に、「五、二三〇円」を「五、三八〇

円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「四、三五〇円」を「四、四八〇円」

に、「二、九五〇円」を「三、〇三〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、

「二八、七四〇円」を「一九、二七〇円」に、「六、三六〇円以上三二、八一〇円」を

「六、五四〇円以上三二、七二〇円」に改め、同表食品の項中「六三〇円」を「六四〇

円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二六〇円」に、「七、〇三〇円」を「七、一三〇円」

に、「七、九三〇円」を「八、一六〇円」に、「五、九二〇円」を「六、〇九〇円」に、

「三六〇円」を「三七〇円」に、「理化学分析(PH)」を「理化学分析(pH)」に、

「二、一三〇円」を「二、三〇〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、一一〇円」に、「九、

〇五〇円」を「九、三〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「九、九五

〇円」を「一〇、二三〇円」に、「六、七六〇円」を「六、九五〇円」に、「七、〇九〇円」を「七、三〇〇円」に、「二、五一〇円」を「一、五五〇円」に、「三〇、五七〇円」を「三二、四四〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一一〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四三〇円」に、「九、八二〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「二、三一〇円」を「二、三七〇円」に、「一一、九四〇円」を「一二、二九〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七六〇円」に、「三、七四〇円以上四、三五〇円」を「三、八五〇円以上四、四八〇円」に、「三〇、九六〇円」を「三一、八四〇円」に、「二、一三〇円」を「二、八三〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「六、一四〇円」を「六、三一〇円」に、「三、九一〇円以上一八、五七〇円」を「四、〇二〇円以上一九、一〇〇円」に、「七、二四〇円」を「七、四五〇円」に改める。

別表第三号の表中「六三〇円」を「六四〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に、「五六〇円以上一、一三〇円」を「五八〇円以上一、一六〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、九三〇円」を「一、九八〇円」に、「二、四九〇円」を「二、八五〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に、「九六〇円」を「九九〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に、「八、八六〇円」を「九、一一〇円」に、「四、九八〇円」を「五、一三〇円」に、「一、八四〇円」を「一、九〇〇円」に、「四、二九〇円」を「四、四一〇円」に、「同(特殊なもの) 一同 一八、七八〇円」

「同(特殊なもの) 一同

九、〇三〇円

」を

硬脆材料の精密切断 一〇〇平方センチメートル

三六〇円

一〇〇平方セン

チメートル未満の端数があるときは、これを一〇〇平方センチメートルとする。」に改

める。

別表第四号の表中「二、二四〇円」を「二、二八〇円」に、「九一〇円」を「九三〇

円」に、「二、九一〇円以上一三九、七七〇円」を「三、〇〇〇円以上一四三、七六〇

円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に改める。

別表第五号の表中「六三〇円」を「六四〇円」に改める。

別表第六号の表中「三三〇円」を「三四〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、

「三、七四〇円」を「三、八五〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十二号

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号イ中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第十条第八号中「長期課程の指導員訓練」を「短期養成課程の指導員養成訓練」に、「又は」を「職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。」又は「に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「ことに」を「これに」に改め、「若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者）であつては、専門課程の高度職業訓練に關し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に關し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第六十一号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（以下この項において「旧規則」という。）第三十六条の八に定める基準による研究課程の指導員訓練を修了した者、旧規則第三十六条の九に定める基準による応用研究課程の指導員訓練を修了した者及び五年以上の実務の経験を有する旧規則別表第八に定める基準による長期課程の指導員訓練を修了した者に係る高度職業訓練における職業訓練指導員の資格については、この条例による改正後の山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例第六条第七号イ及び第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山梨県農村住宅資金助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十三号

山梨県農村住宅資金助成条例の一部を改正する条例

山梨県農村住宅資金助成条例（昭和四十二年山梨県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「就農しよう」を「農業経営を営もう」に、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第一項」を「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の四第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号。附則第三項において「法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山梨県農村住宅資金助成条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付けられる農村住宅資金について適用し、同日前に貸し付けられた農村住宅資金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の山梨県農村住宅資金助成条例第二条第一項第三号の規定に該当する者に対する農村住宅資金の貸付けについては、新条例の規定にかかわらず、当該者が法による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第一項の認定を受けた日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十四号

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

別表第一山梨県曾根丘陵公園の項を削る。

別表第二第一号イの表山梨県曾根丘陵公園のバンガローの項を削り、同号ロの表山梨県釜無川スポーツ公園の庭球場、球技場及びふれあい交流センターの項を削り、同表山梨県御勅使公園の庭球場及び自由広場の項の次に次のように加える。

山梨県富士川クラブ トパークのサービス センター	一 水曜日（この日が休日である場合は、その翌日） 二 一月一日から翌年の一月一日までの日	四月三日から五月五日までの日及び七月一日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
--------------------------------	---	---

別表第二第二号イの表山梨県曾根丘陵公園のバンガローの項を削り、同号ロの表山梨県釜無川スポーツ公園の庭球場及びふれあい交流センターの項及び山梨県釜無川スポーツ公園の球技場の項を削り、同表山梨県御勅使公園の庭球場及び自由広場並びに山梨県森林公園金川の森の乗り物広場及びサービスセンターの項中「自由広場」の下に「山梨県富士川クラブトパークのサービスセンター」を加える。

別表第四第一号中「二、七五〇円」を「二、八二〇円」に、「二七、五一〇円」を「二八、二九〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一二、九六〇円」に、「九四〇円」を「九七〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に改め、同表第二号中「三六〇円」を「三七〇円」に改め、同表第三号中「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に改める。

別表第五山梨県釜無川スポーツ公園の項を削る。

別表第六第一号イの表洋弓場の項中「五五〇円」を「五七〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「三、九九〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同表体育館（本館競技場）の項中「二五、二〇〇円」を「二五、九〇〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「六四、八〇〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八三〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「八、八二〇円」を「九、〇七〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一二、九六〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「七、〇三〇円」を「七、一三〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五六〇円」に、「三七八、〇〇〇円」を「三八八、八〇〇円」に、「八五、〇五〇円」を「八七、四

八〇円」に、「一三六、五〇〇円」を「一四〇、四〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九四、四〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に改め、同表体育館（別館競技場）の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「八七〇円」を「八九〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「二、三一〇円」を「二、三七〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一八〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表体育館（柔道場、剣道場及び弓道場）の項中「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「三、九九〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同号ロ中「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「七、三五〇円」を「七、五六〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七八〇円」に、「七、八七〇円」を「八、一〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「二、七〇円」を「二、八〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七七〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八八〇円」に、「八、八二〇円」を「九、〇七〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「三、三〇円」を「三、三〇〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改め、同号ロ中「一、四七〇円」を「一、五一〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に、「二、九四〇円」を「三、〇二〇円」に、「七九〇円」を「八二〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に改める。

別表第六第二号イの表野球球場の項中「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「六四、八〇〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八三〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「八、八二〇円」を「九、〇七〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、一三〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六一〇円」に、「三七八、〇〇〇円」を「三八八、八〇〇円」に、「八五、〇五〇円」を「八七、四八〇円」に、「一三六、五〇〇円」を「一四〇、四〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九四、四〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に改め、同表陸上競技場の項中「三七、八〇〇円」を「三八、八八〇円」に、「九四、五〇〇円」を「九七、二〇〇円」に、「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に、「一、二六

〇円を「一、二九〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六二〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七四〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「一三、六五〇円」を「一四、〇四〇円」に、「六、八二〇円」を「七、〇二〇円」に、「二八、九〇〇円」を「一九、四四〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「三七八、〇〇〇円」を「三八八、八〇〇円」に、「八五、〇五〇円」を「八七、四八〇円」に、「一三六、五〇〇円」を「一四〇、四〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九四、四〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に改め、同表補助競技場の項中「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「六八〇円」を「七〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「六、八二〇円」を「七、〇二〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四五〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八六〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に改め、同表庭球場の項中「七、九八〇円」を「八、二〇〇円」に、「一九、九五〇円」を「二〇、五二〇円」に、「五五〇円」を「五七〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「六九〇円」を「七一〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、四〇〇円」に、「三、九九〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表球技場の項中「八七〇円」を「八九〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に改め、同表水泳プールの項中「七一、四〇〇円」を「七三、四四〇円」に、「二七八、五〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四八〇円」に、「二五、七五〇円」を「一六、二〇〇円」に、「七、八七〇円」を「八、一〇〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、九六〇円」に、「三五、七〇〇円」を「三六、七二〇円」に、「一七、八五〇円」を「一八、三六〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八三〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「八、八二〇円」を「九、〇七〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「二二、六

〇〇円」を「二二、九六〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に改め、同表体育館（本館競技場）の項中「三一、五〇〇円」を「三三、四〇〇円」に、「七八、七五〇円」を「八一、〇〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、八〇〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「七、〇三〇円」を「七、一三〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五六〇円」に、「一、五五〇円」を「一、八八〇円」に、「一六、二〇〇円」に、「七、八七〇円」を「八、一〇〇円」に、「八、八二〇円」を「九、〇七〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「三七八、〇〇〇円」を「三八八、八〇〇円」に、「八五、〇五〇円」を「八七、四八〇円」に、「一四〇、四〇〇円」を「一四四、四〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八三〇円」に改め、同表体育館（別館競技場）の項中「八七〇円」を「八九〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に改め、同表体育館（トレーニング室）の項中「五五〇円」を「五七〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「六九〇円」を「七一〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に改め、同表武道館（競技場）の項中「三一、五〇〇円」を「三三、四〇〇円」に、「七八、七五〇円」を「八一、〇〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「七、〇三〇円」を「七、一三〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五六〇円」に、「一、五五〇円」を「一、八八〇円」に、「一五、七七〇円」を「一六、二〇〇円」に、「二五、七五〇円」を「二六、二〇〇円」に、「七、八七〇円」を「八、一〇〇円」に、「八、八二〇円」を「九、〇七〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八三〇円」

「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「三、九九〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に改め、同号口中「四八〇円」を「四九〇円」に、「二九〇円」を「三〇〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に改める。

別表第六第四号の表ラグビー場(メイン)の項中「一四、五四〇円」を「一四、九五〇円」に、「三六、三五〇円」を「三七、三八〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六七〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二四〇円」に、「二、五五〇円」を「二、六二〇円」に、「七、二七〇円」を「七、四八〇円」に、「三、六三〇円」を「三、七三〇円」に改め、同表ラグビー場(サブ)の項中「二、八〇〇円」を「二、三、一七〇円」に、「三、二、〇〇〇円」を「三、二、九一〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、「二、八六〇円」を「二、九四〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四七〇円」に、「四、四九〇円」を「四、六二〇円」に、「二、二四〇円」を「二、三二〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五八〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二九〇円」に改め、同号口中「二九〇円」を「三〇〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に改める。

別表第六第五号を削る。

別表第六第六号イ中「四六、二〇〇円」を「四七、五二〇円」に、「二一五、五〇〇円」を「二一八、八〇〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六二〇円」に、「一〇、二九〇円」を「一〇、五八〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二九〇円」に、「二五、七五〇円」を「二六、二〇〇円」に、「七、八七〇円」を「八、一〇〇円」に、「三三、一〇〇円」を「三三、七六〇円」に、「一一、五五〇円」を「一一、八八〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「五七〇円」を「五九〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に改め、同号口中「二九〇円」を「三〇〇円」に改め、同号を同表第五号とする。

別表第六第七号イ中「二、五三〇円」を「二、六〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「六、五三〇円」を「六、七二〇円」に、「三、八三〇円」を「三、九四〇円」に改め、同号口中「一、八三〇円」を「一、八九〇円」に、「二、四四〇円」を「二、五一〇円」に、「六、一二〇円」を「六、二九〇円」に、「六一〇円」を「六三〇円」に、「八一〇円」を「八四〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同号を同表第六号とする。

別表第六第八号中「四八〇円」を「四九〇円」に、「五、七六〇円」を「五、八八〇円」に改め、同号を同表第七号とする。

別表第六第九号中「三三〇円」を「三四〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に改め、同号を同表第八号とする。

別表第六第十号中「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「五、三五〇円」を「五、五〇〇円」に、「七、〇三〇円」を「七、一三〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一三〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三七〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「六一〇円」を「六、八〇〇円」に、

寝具	一組一泊	二四〇円
ポロカヌー	一式一時間	一三三〇円

に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「九五〇円」を「九八〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同号を同表第九号とする。

別表第六第十一号中「三〇、〇〇〇円」を「三〇、二四〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五七〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二九〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「四六、二〇〇円」を「四七、五二〇円」に、「三一、五〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「一五、七五〇円」を「一六、二〇〇円」に、「六、一九〇円」を「六、三七〇円」に、「六九〇円」を「七二〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に改め、同号を同表第十号とする。
別表第六第十二号中「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に、「一三、五〇〇円」を「一三、八八〇円」に改め、同号を同表第十一号とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第三十五号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、第十四条から第十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第二中「一六、七五〇円」を「一七、二〇〇円」に、「五二五円」を「五四〇円」に、「三二五円」を「三三四円」に、「一、二六〇円」を「一、二九六円」に、「六三〇円」を「六四八円」に、「二、二〇五円」を「二、二六八円」に、「六、八二五円」を「七、〇二〇円」に、「一、五五〇円」を「一、八八〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七七四円」に、「一、三五〇円」を「一、三九三円」に、「一、六五〇円」を「一、六九四円」に、「八五〇円」を「八七四円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十六号

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表四の項中「富士河口湖町」を「山中湖村 富士河口湖町 小菅村」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例第二条の表四の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）及び同条例の施行のための教育委員会規則（以下の項において「条例等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に条例等の規定により教育委

員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては山中湖村又は小菅村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における条例等の適用については、当該村の教育委員会のした処分その他の行為並びに当該村の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十七号

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例（昭和二十六年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項各号に該当する者に係る授業料及び県立特別支援学校の授業料」を「授業料」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項ただし書を次のように改める。

ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この項において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日等でない日を納期限とする。

第二条第五項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 高等学校（全日制の課程に限る。）に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者（次項において「受給権者」という。）を除く。）が当該高等学校に在学する年度の四月一日から起算して二十四日を超えない範囲内において教育委員会の指定する日までに同法第四条の認定の申請（次項において「認定申請」という。）をしたときは、第二項本文及び前項本文の規定にかかわらず、当該者の当該申請をした日の属する年度の四月から六月までの各月分の授業料は、その年度の七月二十日を納期限とする。

第二条第六項中「同時に」の下に「（当該申込みを行う時までに認定申請をした者及び当該申込みを行う時に受給権者である者にあつては、教育委員会の指定する日までに）」を加え、同項を同条第五項とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例第二条の規定は、この条例の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前から在学している者に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

(専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例の一部改正)

3 専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例(平成十九年山梨県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第三項」を「第二条第一項」に改める。

山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十八号

山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例(昭和五十五年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二年」を「三年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後に山梨県立宝石美術専門学校に入学する者について適用し、同日前から同校に在学している者に係る修業年限については、なお従前の例による。

山梨県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十九号

山梨県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

山梨県社会教育委員に関する条例(昭和二十四年山梨県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条」を「(昭和二十四年法律第二百七号)第十五条第一項」に、「県に」を「」に、「おく」を「置く」に改める。

第四条中「を除く外」を「のほか」に改め、「これを」を削り、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条中「十五名」を「十五人」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(委嘱の基準)

第二条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十号

山梨県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

山梨県留置施設視察委員会条例(平成十九年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二条第一項中「委員会の委員」を「委員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例及び山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十一号

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例及び山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

二九、〇八〇円 (三四、七五〇円)	八五、七八〇円 (一〇二、二七〇円)	一〇二、二七〇円 (一二一、一七〇円)
二〇、七九〇円 (二四、六七〇円)	二四、六七〇円 (二九、〇八〇円)	三四、七五〇円 (四一、六八〇円)
二、七三〇円 (三、二五〇円)	五、五六〇円 (六、九三〇円)	六、〇九〇円 (七、五六〇円)
一、三六〇円 (一、五七〇円)	二、七三〇円 (三、二五〇円)	三、〇四〇円 (三、五七〇円)
六、九三〇円 (八、一九〇円)	一二、六〇〇円 (一五、一二〇円)	一五、一二〇円 (一八、二七〇円)
一、四七〇円 (一、七八〇円)	二、七三〇円 (三、二五〇円)	三、二五〇円 (三、八八〇円)
一、一五〇円 (一、二六〇円)	一、五七〇円 (一、八九〇円)	一、九九〇円 (二、五二〇円)
一、一五〇円 (一、二六〇円)	一、五七〇円 (一、八九〇円)	一、九九〇円 (二、五二〇円)
八、八二〇円 (一〇、七一〇円)	一六、三八〇円 (一九、五三〇円)	一九、五三〇円 (二三、四一〇円)

円 二〇六、九五〇円 (二四八、六四〇円)	円 二九、九一〇円 (三五、七四〇円)	円 八八、一三〇円 (一〇五、一九〇円)
-----------------------------	---------------------------	----------------------------

円 七五、八一〇円 (九〇、九三〇円)	円 一三、八六〇円 (一六、三八〇円)	円 六、九三〇円 (八、一九〇円)	円 三四、七五〇円 (四一、六八〇円)	円 六、九三〇円 (八、一九〇円)	円 六、九三〇円 (八、一九〇円)	円 四、二〇〇円 (四、九三〇円)	円 四、二〇〇円 (四、九三〇円)	円 四、二〇〇円 (四、九三〇円)	円 四、二〇〇円 (四、九三〇円)	円 四、二〇〇円 (四、九三〇円)	円 四、二〇〇円 (四、九三〇円)
---------------------------	---------------------------	-------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

を

二一、三八〇円 (二五、三八〇円)	二、八〇〇円 (三、三四〇円)	一、四〇〇円 (一、六二〇円)	七、一二〇円 (八、四二〇円)	一、五一〇円 (一、八三〇円)	一、一八〇円 (一、二九〇円)	一、一八〇円 (一、二九〇円)	九、〇七〇円 (一〇、〇一〇円)	二五、三八〇円 (二九、九一〇円)	五、七二〇円 (七、一二〇円)	二、八〇〇円 (三、三四〇円)	一、六二〇円 (一、九四〇円)	一、六二〇円 (一、九四〇円)	一、六二〇円 (一、九四〇円)	一、六二〇円 (一、九四〇円)	一、六二〇円 (一、九四〇円)	一、六二〇円 (一、九四〇円)
----------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------------------	----------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

円 一〇五、一九〇円 (一二四、六三〇円)	円 一一二、八六〇円 (一三五、七四〇円)	円 三、七四〇円 (四、八七〇円)	円 七、七四〇円 (九、三、五二〇円)	円 六、二六〇円 (七、七七〇円)	円 一四、二五〇円 (一六、八四〇円)
-----------------------------	-----------------------------	-------------------------	---------------------------	-------------------------	---------------------------

(三、一三〇円)	七、一二〇円
(三、六七〇円)	(八、四二〇円)
一五、五五〇円	三五、七四〇円
(二八、七九〇円)	(四二、八七〇円)
(三、三四〇円)	七、一二〇円
(三、九九〇円)	(八、四二〇円)
二、〇五〇円	四、三二〇円
(二、五九〇円)	(五、〇七〇円)
二、〇五〇円	四、三二〇円
(二、五九〇円)	(五、〇七〇円)
二〇、〇八〇円	四四、一七〇円
(二四、〇八〇円)	(五二、五九〇円)

に、「6」を「5」に改める。

別表第二中

一九、五三〇円	五六、八〇〇円	六八、一四〇円
(二二、〇五〇円)	(六八、一四〇円)	(八〇、七四〇円)
一三、八六〇円	一六、三八〇円	二二、〇五〇円
(二六、三八〇円)	(一九、五三〇円)	(二六、四六〇円)
一、七八〇円	三、五七〇円	四、二〇〇円
(二、九九〇円)	(四、三〇〇円)	(四、九三〇円)
九四〇円	一、七八〇円	一、八九〇円
(二、〇五〇円)	(二、九九〇円)	(三、三一〇円)
四、五一〇円	八、一九〇円	一〇、〇八〇円
(五、四六〇円)	(二〇、〇八〇円)	(二二、〇七〇円)

円 円	円 円	円 円	円 円	円 円	円 円	円 円
(三、二五〇円)	二、七三〇円	(五、五六〇円)	四、六二〇円	(二七、七二〇円)	二二、六八〇円	(二〇、七二〇円)
四九、八七〇円	四、六一〇円	四、五一〇円	八、八二〇円	四九、八七〇円	八、八二〇円	四九、八七〇円
(五九、三二〇円)	(二六六、六三〇円)	(一三、二五〇円)	(一三、二五〇円)	(一三、二五〇円)	(一三、二五〇円)	(一三、二五〇円)

を

七五〇円	一、〇八〇円	四、六四〇円	九七〇円	一、八三〇円	二〇、〇八〇円	一四、二五〇円	二〇、〇八〇円
(九七〇円)	(一、一八〇円)	(五、六一〇円)	(一、〇八〇円)	(二、〇五〇円)	(二二、六八〇円)	(二六、八四〇円)	(二二、六八〇円)
一、一八〇円	一、〇八〇円	八、四二〇円	一、八三〇円	三、六七〇円	五八、四二〇円	一六、八四〇円	七〇、〇九〇円
(二、二九〇円)	(二、〇五〇円)	(二〇、三六〇円)	(二、〇五〇円)	(四、四二〇円)	(七〇、〇九〇円)	(二〇、〇八〇円)	(二〇、〇八〇円)

五、八八〇円	七三〇円	一、〇五〇円
(六、九三〇円)	(九四〇円)	(二、一五〇円)
一〇、七一〇円	一、一五〇円	一、七八〇円
(二二、六〇〇円)	(二、二六〇円)	(一、九九〇円)
一三、三三〇円	一、三六〇円	二、三一〇円
(二五、七五〇円)	(一、五七〇円)	(三、六二〇円)

円	二、七三〇円	七五〇円	一、一八〇円
円	(三、二五〇円)	(九七〇円)	(一、二九〇円)
円	二八、四五〇円	六、〇四〇円	一一、〇一〇円
円	(三四、一一〇円)	(七、一二〇円)	(一二、九六〇円)

(七〇、〇九〇円	一四二、七七〇円
((八三、〇五〇円)	(二七、三九〇円)
(二二、六八〇円	五一、三〇〇円
((二七、二一〇円)	(六一、〇二〇円)
(四、三二〇円	九、〇七〇円
((五、〇七〇円)	(一一、〇一〇円)
(一、九四〇円	四、六四〇円
((二、三七〇円)	(五、六一〇円)
(一〇、三六〇円	一三、三二〇円
((二、四二〇円)	(二八、五一〇円)
(二、三七〇円	四、七五〇円
((二、七〇〇円)	(五、七二〇円)
(一、四〇〇円	二、八〇〇円
((一、六二〇円)	(三、三四〇円)
(一、四〇〇円	二、八〇〇円
((一、六二〇円)	(三、三四〇円)
(一三、七一〇円	二九、二六〇円
((二六、二〇〇円)	(三五、一〇〇円)

に改める。

別表第三第一号の表中「一一、三六〇円」を「一一、六八〇円」に、「六、九三〇円」を「七、一二〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「一三、八六〇円」を「一四、二五〇円」に、「九、四二〇円」を「九、六九〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「七〇〇円」に改める。

別表第三第二号の表中「四五〇円」を「四六〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に、「二九〇円」を「三〇〇円」に、「五、五六〇円」を「五、七二〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六三〇円」に、「三、四一〇円」を「三、五一〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に改める。

別表第三第三号の表中「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「六八〇円」を「七〇〇円」に、「七九〇円」を「八二〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に改める。

別表第三第四号の表中「六、九三〇円」を「七、一二〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に、「五八〇円」を「六一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「六八〇円」を「七〇〇円」に改める。

別表第三第五号の表中「一四〇円」を「一五〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に改める。

別表第三第六号の表中「一三、八六〇円」を「一四、二五〇円」に、「八、一七〇円」を「八、四一〇円」に、「五、五六〇円」を「五、七二〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「九三〇円」に改める。

第二条 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例(昭和五十八年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「三、二七〇円」を「三、三六〇円」に、「四、三六〇円」を「四、四九〇円」に、「一〇、九〇〇円」を「一一、一一〇円」に、「一、一九〇円」を「二、二五〇円」に、「二、九二〇円」を「三、〇一〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五一〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「五四〇円」を「五六〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八六〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇五〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、

「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「七九〇円」を「八二〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八六〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六三〇円」に、「四、九七〇円」を「五、一二〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に、「三、八四〇円」を「三、九五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に、「二、六六〇円」を「二、七五〇円」に、「二、九四〇円」を「三、〇二〇円」に、「三、九二〇円」を「四、〇三〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇七〇円」に改める。

別表第二号の表中「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に、「一、七三〇円」を「一、七七〇円」に、「一、三一〇円」を「一、三五〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二二〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「二、一八〇円」を「二、二二〇円」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、「七七〇円」を「七九〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九五〇円」に改める。

別表第三号の表中「二、六四〇円」を「二、七二〇円」に、「三、五二〇円」を「三、六二〇円」に、「八、八〇〇円」を「九、〇六〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇八〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「七九〇円」を「八二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に、「二、六六〇円」を「二、七五〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「四、六六〇円」を「四、七八〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇二〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八八〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に改める。

附則
この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第四十二号

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改

正する条例

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成二十五年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則の次に別表を加える改正規定中「四〇〇円」を「四二〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県行政財産使用料条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第四十三号

山梨県行政財産使用料条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例

（山梨県行政財産使用料条例の一部改正）

第一条 山梨県行政財産使用料条例（昭和三十九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の五」を「百分の八」に改める。

別表第二第一号の表中「四、二六〇円」を「四、三八〇円」に、「五、六八〇円」を「五、八四〇円」に、「二七、〇四〇円」を「二七、五二〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、七二〇円」を「二、八〇〇円」に、「八、一六〇円」を「八、四〇〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一七〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五六〇円」に、「四、五六〇円」を「四、六八〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「一円六〇銭」を「一円七〇銭」に改める。

（山梨県手数料条例の一部改正）

第二条 山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十の四の項を同表十の五の項とし、同表十の三の項中「（昭和二十三年政令第七十四号）」を削り、同項を同表十の四の項とし、同表十の二の項中「第十八条の十八第一項」を「第十八条の十八第三項」に改め、同項を同表十の三の項とし、同表十の項の次に次のように加える。

十の二 児童福祉法施行令（昭和二十三	保育士試験全	二千四百円
年政令第七十四号）第二十一条の規定	部免除申請手	

に基づく児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の二第一項の規定による保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部の免除の申請に対する審査

別表第一の三十六の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改める。

別表第二の八十八の項を次のように改める。

八十八 削除

別表第二の九十の項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第四号」に改め、同表百八十の項中「百分の百五」を「百分の百八」に、「百五十円」を「二百四十円」に改め、同表百八十の二の項を削り、同表百八十一の項、百八十四の項及び百八十五の項中「百分の百五」を「百分の百八」に、「百五十円」を「二百四十円」に改める。

別表第三の一の項中「実施」の下に「並びに同表十の二の項の保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部の免除の申請に対する審査」を加える。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第四十四号

山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例

（山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の一部改正）

第一条 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例（昭和四十六年山梨県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「七五円」を「八〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

（山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第二条 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例（昭和四十六年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、二六〇円」を「二、二九〇円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に改める。

（山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第三条 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例（昭和五十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項の表中「一・〇五」を「一・〇八」に、「三、六七〇円」を「三、七八〇円」に、「二、二六〇円」を「二、二九〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に改める。

（山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第四条 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中「二千円」を「二千六十円」に、「四百円」を「四百二十円」に改める。

第二十六条中「三千六十円」を「三千五百円」に改める。

（山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例の一部改正）

第五条 山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の表中「一、二六〇円」を「二、二九〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県森林総合研究所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第四十五号

山梨県森林総合研究所手数料条例等の一部を改正する条例

（山梨県森林総合研究所手数料条例の一部改正）

第一条 山梨県森林総合研究所手数料条例（昭和四十三年山梨県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表林業用種子の項中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に改め、同表土壌の項中「三一〇円」を「三三〇円」に改める。

（山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部改正）

第二条 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例(昭和五十四年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「四二〇円」を「四三〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に、「八五〇円」を「八七〇円」に改める。

(山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

第三条 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成十二年山梨県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十六号

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「七、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

別表第二中「三六〇円」を「三七〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改める。

(山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例(平成元年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改める。

(山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「七五、六〇〇円」を「七七、七六〇円」に、「五〇、四〇〇円」を「五一、八四〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七五〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

別表第一第三号の表中「二、〇五〇円」を「二、六八〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、一二〇円」に、「七、三五〇円」を「七、五六〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、四四〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、九六〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六二〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「三二〇円」を「三二〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に改める。

別表第二中「一六〇円」を「一七〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「折り畳み式いす」を「折り畳み式椅子」に、「三二〇円」を「三二〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六二〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改める。

(山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部改正)

第四条 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

別表第二中「三六〇円」を「三七〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改める。

(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部改正)

第五条 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表四の項中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に、「二万円」を「一万九千九百円」に改める。

(山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例の一部改正)

第六条 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例(平成二十二年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「二、五五〇円」を「二、六二〇円」に、「三、三七〇円」を「三、四六〇円」に、「四、一八〇円」を「四、二九〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、三七〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七九〇円」に、「二、二四〇円」を「二、三一〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八四〇円」に、「六、七四〇円」を「六、九四〇円」に、「二、三五〇円」を「二、四一〇円」に、「三、〇六〇円」を

「三、一五〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八八〇円」に、「九、一九〇円」を「九、四四〇円」に、「五、九二〇円」を「六、〇九〇円」に、「七、八五〇円」を「八、〇七〇円」に、「九、七九〇円」を「一〇、〇七〇円」に、「三三、五六〇円」を「三四、一三〇円」に、「二、四四〇円」を「二、五一〇円」に、「三、一六〇円」を「三、三五〇円」に、「四、〇八〇円」を「四、二〇〇円」に、「九、七八〇円」を「一〇、〇六〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二六〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六八〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に、「四、八九〇円」を「五、〇四〇円」に改める。

別表第二号の表中「一、五三〇円」を「一、五七〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第四十七号

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例(平成二十二年山梨県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「三、三二〇円」を「三、四一〇円」に、「八、八三〇円」を「九、〇八〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「二、九一〇円」を「三、〇〇〇円」に改める。

別表第二号の表中「三三、〇〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に改める。

(山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の改正規定中「第七条第五項」を「第七条第四項中「定める」の下に「額(当該許可に係る同項各号に掲げる行為が消費税法(昭和六十三年法律第八号)第四条第一項に規定する資産の譲渡等に該当し、かつ、同法第六条第一項の規定により消費税の非課税のものに該当しないときは、当該行為について同表に定める額に百分

の百八を乗じて得た額)の」を加え、同条第五項」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第四十八号

山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例

(山梨県家畜保健衛生所手数料条例の一部改正)

第一条 山梨県家畜保健衛生所手数料条例(昭和二十五年山梨県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「四四〇円」を「四五〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に改める。

別表第二号中「一円七四銭」を「一円七九銭」に改める。

別表第三号中「二八、〇〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に改める。

(山梨県総合農業技術センター手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県総合農業技術センター手数料条例(昭和四十三年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「五六〇円」を「五八〇円」に改め、同表第二号中「六七〇円」を「六九〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「一、八九〇円」を「二、九四〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三七〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四八〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に改め、同表第三号中「八四〇円」を「八六〇円」に、「一、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「一、八九〇円」を「二、九四〇円」に、「二、九九〇円」を「三、〇五〇円」に、「三、四一〇円」を「三、四八〇円」に、「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八八〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「五、三五〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表第四号中「ニツケル」を「ニツケル」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、「九四〇円」を「九七〇円」に、「一、二六〇円」を「二、二九〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、四七〇

円を「一、五一〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に、「二、九四〇円」を「三、〇二〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「三、九九〇円」を「四、一〇〇円」に、「四、〇九〇円」を「四、二二〇円」に、「四、五一〇円」を「四、六四〇円」に改め、同表第五号中「九四〇円」を「九七〇円」に改め、同表第六号中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に、「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に、「四、〇九〇円」を「四、二二〇円」に、「五、四六〇円」を「五、六一〇円」に改め、同表第七号中「すべて」を「全て」に、「以下」を「(一)において」に改める。

第三條 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部改正

（山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例（平成十年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。）

別表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に改める。

第四條 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部改正

（山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（平成十三年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。）

別表中「四〇〇円」を「四二〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に改める。

第五條 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正

（山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例（平成十七年山梨県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。）

別表第一号の表中「二六〇円」を「二七〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に改める。

別表第二号の表中「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県道路法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十九号

山梨県道路法施行条例等の一部を改正する条例

（山梨県道路法施行条例の一部改正）

第一條 山梨県道路法施行条例（平成十二年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「第四条の五の二」を「第四条の五」に改め、同條第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

第八條第二号中「法第三十五条に規定する事業（政令第十八条に規定するものを除く。）及び地方財政法」を「地方財政法」に改める。

第二條 山梨県流水占用料等に関する条例の一部改正

（山梨県流水占用料等に関する条例（平成十二年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。）

第二條第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

第三條 山梨県砂防設備産出物採取料条例の一部改正

（山梨県砂防設備産出物採取料条例（平成十二年山梨県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。）

第二條中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十号

山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

（山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部改正）

第一條 山梨県立青少年センター設置及び管理条例（昭和四十五年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表中「八、二八〇円」を「八、五二〇円」に、「一六、五六〇円」を「一七、〇四〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二四〇円」に改める。

別表第一号ロの表中「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八六〇円」に改め、同表備考4中「三、〇六〇円」を「三、一五〇円」に改め

る。

別表第二号の表中「七九〇円」を「八二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇四〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九一〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一四〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五一〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に、「四、八三〇円」を「四、九六〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「四、七六〇円」を「四、八八〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「三、〇六〇円」を「三、一五〇円」に、「三、六三〇円」を「三、七三〇円」に、「一〇、三二〇円」を「一〇、六一〇円」に、「九六〇円」を「九九〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に、「三、四四〇円」を「三、五五〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八五〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、四一〇円」を「一、四五〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五二〇円」に改める。

別表第三号の表中「六八〇円」を「七〇〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に改める。

(山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例(昭和四十八年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表中「七五円」を「八〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

(山梨県立美術館設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に改める。

別表第一第三号の表中「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に改める。

別表第二中「七八〇円」を「八一〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四五〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「六、七七〇円」を「六、九六〇円」に改める。

別表第三中「五、八八〇円」を「六、〇四〇円」に、「四、九九〇円」を「五、一四〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「一、四二〇円」を「一、四六〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七五〇円」に、「二、四四〇円」を「二、五一〇円」に、「二、七四〇円」を「二、八一〇円」に、「五、一八〇円」を「五、三三〇円」に、「一、二七〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、六九〇円」を「二、七六〇円」に、「二、六四〇円」を「二、七二〇円」に、「二、九六〇円」を「三、〇四〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、七六〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、一一〇円」に、「三、三八〇円」を「三、四七〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五八〇円」に改める。

(山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正)

第四条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「一六〇円」を「一七〇円」に改める。

別表第二号の表中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に改める。

別表第三号の表中「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に改める。

(山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部改正)

第五条 山梨県立射撃場設置及び管理条例(昭和五十九年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立八代射撃場の項中「六三〇円」を「六四〇円」に、「六、二四〇円」を「六、四二〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「二二、四九〇円」を「二二、八五〇円」に改める。

(山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部改正)

第六条 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例(昭和六十二年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「四二〇円」を「四三〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に改める。

(山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「三二〇円」を「三三〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に改める。

別表第三号の表中「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に改める。

別表第二中「三、〇四〇円」を「三、一三〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「五、九八〇円」を「六、一五〇円」に改める。

別表第三第一号の表中「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、三七〇円」を「一、四一〇円」に、「三、七四〇円」を「三、八五〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四九〇円」に、「一一、三四〇円」を「一一、六六〇円」に、「三〇、八八〇円」を「三二、七六〇円」に改める。

別表第三第二号イの表中「三三〇円」を「三三三〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一、一九〇円」を「一、二三〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に改める。

別表第三第二号ロの表中「三二〇円」を「三三〇円」に、「八一〇円」を「八四〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一七〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「四七〇円」を「四九〇円」に改める。

第八條 (山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部改正)

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「八一〇円」を「八四〇円」に、「六一〇円」を「六三〇円」に、「二〇、三九〇円」を「二〇、九七〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「一五、二九〇円」を「一五、七三〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「一〇、一九〇円」を「一〇、四八〇円」に改める。

別表第二号の表中「八一〇円」を「八四〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に改める。

(山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部改正)

第九條 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表中

一六〇円 (八〇円)	一六〇円 (八〇円)	三三二 (一六)
---------------	---------------	-------------

〇円 (八〇円)	一六〇円 (八〇円)	四八〇円 (二四〇円)	を	一七〇円 (八〇円)
-------------	---------------	----------------	---	---------------

一七〇円 (八〇円)	三四〇円 (一六〇円)	一七〇円 (八〇円)	五一〇円 (二四〇円)
---------------	----------------	---------------	----------------

八、一〇〇円 (四、〇〇〇円)	八、一〇〇円 (四、〇〇〇円)	一六、二〇〇円 (八、〇〇〇円)
六、一〇〇円 (三、一〇〇円)	六、一〇〇円 (三、一〇〇円)	一二、二〇〇円 (六、二〇〇円)
四、〇〇〇円 (二、一〇〇円)	四、〇〇〇円 (二、一〇〇円)	八、〇〇〇円 (四、二〇〇円)

八、一〇〇円 (四、〇〇〇円)	二四、三〇〇円 (一二、〇〇〇円)	八、四〇〇円 (四、二〇〇円)	八、四〇〇円 (四、二〇〇円)
六、一〇〇円 (三、一〇〇円)	一八、三〇〇円 (九、三〇〇円)	六、三〇〇円 (三、二〇〇円)	六、三〇〇円 (三、二〇〇円)
四、〇〇〇円 (二、一〇〇円)	一二、〇〇〇円 (六、三〇〇円)	四、二〇〇円 (二、一〇〇円)	四、二〇〇円 (二、一〇〇円)

〇〇円 (〇〇円)	一六、八〇〇円 (八、四〇〇円)	八、四〇〇円 (四、二〇〇円)	二五、二〇〇円 (一二、六〇〇円)
〇〇円 (〇〇円)	二二、六〇〇円 (六、四〇〇円)	六、三〇〇円 (三、二〇〇円)	一八、九〇〇円 (九、六〇〇円)
〇〇円 (〇〇円)	八、四〇〇円 (四、二〇〇円)	四、二〇〇円 (二、一〇〇円)	一二、六〇〇円 (六、三〇〇円)

に改

める。

別表第一号口の表中「二六〇円」を「二七〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円」に改める。

別表第一号ハの表中「一、六三〇円」を「一、六八〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七九〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二六〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三七〇円」に、「八一〇円」を「八四〇円」に、「九二〇円」を「九五〇円」に改める。

別表第二号の表中「二六〇円」を「二七〇円」に、「六一〇円」を「六三〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に改める。

(山梨県立科学館設置及び管理条例の一部改正)

第十条 山梨県立科学館設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「五〇〇円」を「五、一五〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に改める。

別表第二第一号の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に改める。

(山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例(平成十四年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項の表中「五七〇円」を「五九〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八九〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九七〇円」に、「四、一一〇円」を「四、二三〇円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四九〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、一一〇円」に改める。

(山梨県立博物館設置及び管理条例の一部改正)

第十二条 山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「五一〇円」を「五四〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に改める。

別表第一第三号の表中「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

別表第二中「四七〇円」を「四八〇円」に、「五、九八〇円」を「六、一五〇円」に改める。

別表第三中「四五〇円」を「四六〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に改める。

(山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例の一部改正)

第十三条 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「五、〇〇〇円」を「五、一五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に改める。

(山梨県立図書館設置及び管理条例の一部改正)

第十四条 山梨県立図書館設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「六、二七〇円」を「六、四五〇円」に、「八、三六〇円」を「八、六〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「二、六四〇円」を「二、七二〇円」に、「三、五二〇円」を「三、六二〇円」に、「八、八〇〇円」を「九、〇六〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八四〇円」に、「三、六八〇円」を「三、七九〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、四七〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二五〇円」に、「二、九二〇円」を「三、〇一〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五一〇円」に改める。

別表第二号の表中「二六〇円」を「二七〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県運輸適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内 正 明

山梨県条例第五十一号

山梨県運輸適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(山梨県運転適性検査手数料条例の一部改正)

第一条 山梨県運転適性検査手数料条例(昭和四十五年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「五二〇円」を「五四〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に改める。

(山梨県警察関係手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第六の五の項中「一万九千円」を「二万円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十二号

山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例

山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例(昭和四十二年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「四七二、〇〇〇円」を「四八六、〇〇〇円」に、「七五六、〇〇〇円」を「七七七、〇〇〇円」に、「二八三、〇〇〇円」を「二九一、〇〇〇円」に改める。

別表第二中「一〇、一九五円」を「一〇、四八六円」に、「一四八円」を「一五二円」に、「一六三円」を「一六八円」に改める。

別表第三中「三一〇円」を「三二〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例別表第二の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している温泉の使用で、同日から平成二十六年四月三十日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

山梨県緑化センター設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十三号

山梨県緑化センター設置及び管理条例を廃止する条例

山梨県緑化センター設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十五年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。